

# 福岡県がんの治療・介護と仕事の 両立支援事業費補助金のご案内

福岡県では、がんの治療と仕事の両立支援のため、  
就労環境を整備する事業所を支援します。

※令和3年5月1日から補助対象を拡充し、  
幅広い支援を実施します。

福岡県では、令和3年度から3年間の事業として、小規模事業所  
が従業員のがんの治療や介護と仕事の両立を支援するため、就労環  
境の整備を行った場合、整備にかかる経費を助成します。

## 【対象となる事業所の要件】

以下の①・②を全て満たす事業所

- ① 以下ア～ウの全てを登録している又は登録予定の事業所  
ア「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所(がん検診)」  
イ「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所(がんの治療と仕事の両立)」  
ウ「福岡県介護応援宣言企業」
- ② 常用労働者数50人未満の福岡県内の事業所

## 【対象経費】

- ① 在宅勤務に係る環境整備のために要する経費
  - ② がん患者の新規雇入れのために要する経費
  - ③ がん治療のために休職する従業員の代替職員の雇入れのために要する経費
  - ④ 就業規則等の見直しのために要する経費(※)
- ※①～③と併せて実施した場合に限る

補助事業所数

- ①～③：各5事業所/年  
④：15事業所/年

## 【補助上限額】 補助率：10/10

- ① 20万円    ② 30万円    ③ 30万円    ④ 5万円

## 【助成までの流れ、必要な書類】

福岡県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuurouhojyo.html>



がんは医療技術の進歩等により、治療をしながら働き続けられる病気となっ  
ています。両立支援の環境を整備することで、これまで培った知識や経験を有  
する従業員を確保することもできます。積極的なご活用をお願いします。

# 働く世代をがんから守るがん対策サポート事業

※令和3年5月1日から、「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」が「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」に変わります。

貴事業所の大切な宝である  
従業員をがんから守りましょう!!

## 参加登録事業所募集

事業所の  
取組内容

### 【がん検診】

従業員の方に「がん検診推進員」になっていただき、他の従業員やご家族の皆様に「がん検診」受診を勧めていただきます。

※右記の  
いずれか又  
は両方で登  
録可能です

新

### 【がんの治療と仕事の両立】

従業員の方に「がんの治療と仕事の両立推進員」になっていただき、がんの治療と仕事の両立をしやすい職場づくりに取り組んでいただきます。

参加される事業所は「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」として登録し、参加登録証を発行するとともに、福岡県ホームページに掲載します。

詳しくは下記ホームページをご覧ください

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html>



検索ワード 福岡県 がん 働く世代



福岡県保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 がん対策係

福岡県がん検診受診率向上  
イメージキャラクター  
「検診くん」

お問い合わせ先

TEL/092-643-3317 FAX/092-643-3331

「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」参加申込書

福岡県知事 殿

(保健医療介護部がん感染症疾病対策課)

事業所名称

代表者氏名

福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業の趣旨に賛同し、次のとおり参加を申し込みます。

1 項目の選択 (いずれか又は両方に○を付してください)

( A がん検診 ・ B がんの治療と仕事の両立 )

2 事業所の概要

事業所の所在地	〒	
業種 (事業内容)		
従業員数 (男女別)	合計	名 (男性 名、女性 名)
フリガナ		
推進員の氏名	A B	
推進員A 連絡先	所属部署:	
	T E L:	
	F A X:	
	E-mail:	
推進員B (AB両方を選択し、推進員が異なる場合に記入してください)	所属部署:	
	T E L:	
	F A X:	
	E-mail:	
担当者 連絡先 (連絡担当者が異なる場合に記入してください)	氏名:	
	所属部署:	
	T E L:	
	F A X:	
	E-mail:	

3 申込事業所及びその役員 (役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。



# 「福岡県小児・<sup>あや</sup>AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業」のご案内

令和元年8月1日事業開始

小児・AYA世代（※）のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、県内の一部市町村では、在宅介護サービスに係る利用料を助成しています。

福岡県は、「小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業」に取り組む市町村を支援します。

（※）AYA世代…「Adolescent and Young Adult 世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

実施市町村（令和3年4月1日時点）

北九州市、福岡市、久留米市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、新宮町、粕屋町、大刀洗町

最新の情報は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gan-zaitaku.html>）でご確認ください。

## 事業概要

### 対象者

40歳未満のがん患者  
（介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する方）

\*他の制度で同様のサービスを利用することができる場合、対象とはなりません

### 対象となるサービス

- ① 訪問介護  
身体介護（入浴、排せつ、食事の介助）  
生活援助（掃除、洗濯、調理等の介助）  
通院等乗降介助（通院等のための車両への乗車又は降車の介助）
- ② 福祉用具の貸与・購入  
車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、歩行器、移動用リフト、自動排泄処理装置、腰掛便座、入浴補助用具 など
- ③ 訪問入浴介護



### 自己負担

サービス費用の1割（利用上限額：60,000円/月）  
\*ひと月のサービス費用が6万円を超えた場合、その月の6万円を超えた部分は全て自費となります。



◆事業内容は市町村によって異なる場合がありますので、事前に裏面の問い合わせ先までお尋ねください。



福岡県 保健医療介護部がん感染症疾病対策課

TEL :092-643-3317(直通)

FAX :092-643-3331

E-mail :shippei@pref.fukuoka.lg.jp

令和3年4月作成





# 実施市町村の問い合わせ窓口

(令和3年4月1日時点)

	担当部署	電話番号	事業開始	助成方法	利用できるサービス事業所の指定	①訪問介護	②福祉用具の貸与・購入	③訪問入浴介護
北九州市	難病相談支援センター	093-522-8763	令和2年7月1日	償還払い	なし	○	○	-
福岡市	地域医療課	092-711-4892	令和2年7月1日 (適用:令和2年4月1日)	償還払い	なし	○	○	-
久留米市	保健所健康推進課	0942-30-9729	平成31年4月1日	現物給付	あり	○	○	○
田川市	保健福祉課	0947-85-7118	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
柳川市	健康づくり課	0944-77-8536	令和2年1月1日	償還払い	なし	○	○	-
八女市	健康推進課	0943-23-1201	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
行橋市	地域福祉課	0930-23-8888	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
筑紫野市	健康推進課	092-920-8611	令和2年3月4日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い ※代理での業者払いも可	あり	○	○	-
春日市	健康スポーツ課	092-501-1134	令和2年2月18日	償還払い ※代理での業者払いも可	なし	○	○	○
大野城市	すこやか長寿課	092-501-2222	令和2年2月10日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	あり	○	○	-
宗像市	健康課	0940-36-1187	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
太宰府市	元気づくり課	092-928-2000	令和2年5月12日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	なし	○	○	-
古賀市	福祉課	092-942-1150	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
みやま市	健康づくり課	0944-64-1515	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
糸島市	健康づくり課	092-332-2069	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
那珂川市	健康課	092-953-2211	令和2年3月23日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	なし	○	○	-
宇美町	健康福祉課	092-934-2243	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
新宮町	健康福祉課	092-962-5151	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
粕屋町	介護福祉課	092-938-0229	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	-
大刀洗町	健康課	0942-77-1377	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	-

## 手続きの流れ

(償還払いの例)

1. 利用申請  
利用者は、申請書・医師意見書等を市町村の担当窓口へ提出してください。
2. 利用決定の通知  
申請内容を審査し、市町村から決定通知を送付します。
3. サービスの利用  
利用者は、介護サービス事業者と契約を行い、サービスを利用してください。
4. サービス利用料の支払い  
利用者は、介護サービス事業者で請求された額の全額をいったん支払ってください。
5. 助成金の請求  
利用者は、請求書・領収書等を市町村の担当窓口へ提出してください。
6. 審査、助成金の支払い  
申請内容を審査し、市町村から助成金が支払われます。

◆申請の流れは市町村によって異なりますので、事前に上記の問い合わせ先までお尋ねください。

# がんと診断されて、 治療と仕事の両立でお悩みではありませんか？

治療費のことで悩んでいませんか？

仕事を続けるか悩んでいませんか？

職場へどのように伝えたらいいか悩んでいませんか？



## その悩みを一度、相談 してみてもいいかがですか？



- がん治療の技術は進歩し、  
負担の少ない治療法や治療薬がでてきています。
- 治療をしながら働き続けることが可能になっています。
- 仕事の悩みを就労支援アドバイザー  
(社会保険労務士)にご相談ください。

【手助けになることがあるかもしれません。】



無料

がんの就労相談を行っています。お気軽にご相談ください。

治療と仕事を両立するための社会保険制度や労働関係のことを就労支援アドバイザー（社会保険労務士）と一緒に考え、アドバイスをいたします。※就職先の紹介はしておりませんので、予めご了承ください。

お問  
い  
合せ

国立病院機構九州がんセンター

相談支援センター

就労支援専用窓口

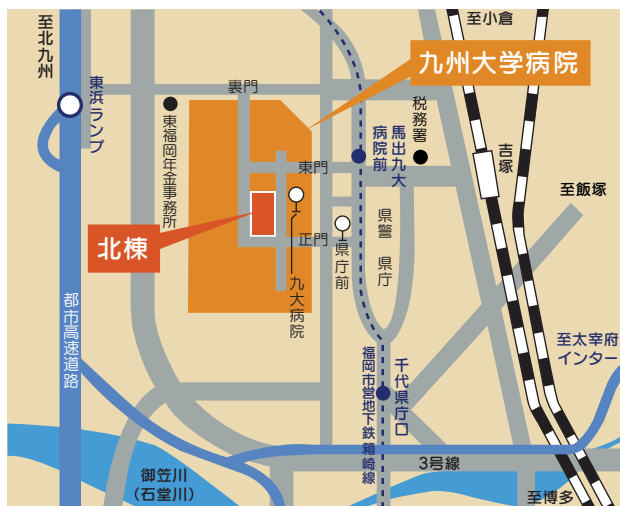
TEL 092-511-2770

(火・木曜日(年末年始を除く) 10:00~16:00)

難病相談支援センターは、地域で生活する難病患者さんやご家族等のための相談窓口として、福岡県と福岡市が共同で運営しています。また、北部地域の難病の相談窓口として、北九州センターも開設しています。

ご相談は、各分野の相談員が電話・メール・面談の方法でお受けしておりますので、お気軽にご連絡ください。

〈福岡センターアクセス図〉

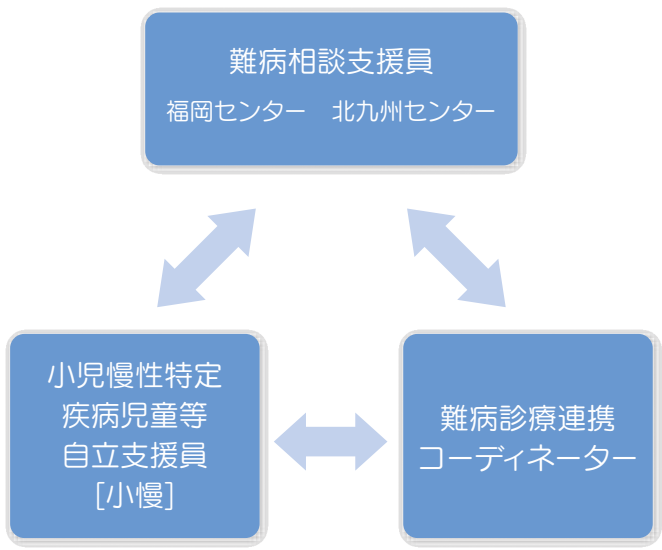


〒812-8582  
 福岡市東区馬出3-1-1  
 九州大学病院 北棟2階

〈北九州センターアクセス図〉



〒802-8560  
 北九州市小倉北区馬借1-7-1  
 北九州市総合保健福祉センター6階



## 福岡県難病相談支援センター 福岡市難病相談支援センター

小児から成人まで  
 切れ目のない支援を

### 〈福岡センター〉

- 代表……………☎092-643-1390
  - 難病・小慢の相談……………☎092-643-8292
  - 療養生活などの相談……………☎092-643-1379
- [FAX] 092-643-1389

### 〈北九州センター〉

- 難病の相談……………☎093-522-6641

相談時間 月曜日～金曜日 9時～16時  
 (祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

<https://www.fnanbyou-c.org/>



# 小児から成人まで切れ目のない支援

## 難病相談支援



### ◆ 対象者: 難病患者とそのご家族

- 各種相談(療養・日常生活、公的手続き等)
- 患者会等の紹介、地域交流会の支援
- 就労相談・支援
- 患者・家族向けの講演会、保健・医療・福祉関係者向け研修会の開催
- ピアサポーター養成講座の開催、ピア相談の実施

## 小児慢性特定疾病 児童等自立支援



### ◆ 対象者: 小児慢性特定疾病患児と そのご家族

- 各種相談(療養・日常生活、公的手続き等)
- 患児家族交流会・講演会等の紹介
- 就園、就学、進学、就労相談・支援
- 関係機関(病院、学校等)との連絡調整
- ピアサポーター養成

## 難病ネットワーク



### ◆ 対象者: 難病患者とそのご家族・ 難病医療従事者

- 地域の病院・在宅サービス関係機関や保健所との連携
- 診断後のご不安から療養生活までをサポート
- 難病医療従事者向け研修会の開催
- レスパイト入院、コミュニケーション等を中心とした療養生活に関する相談対応



# 「福岡県アピアランスケア推進事業」のご案内

福岡県は、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに社会参加を促進し、療養生活の質の向上を目的に、医療用ウィッグや補整具等の購入費を助成する市町村を支援します。

※「アピアランスケア」とは：治療に伴う外見の変化（脱毛、爪の割れ、手術痕や身体の部分的な欠損など）に対し、“その人らしくいられる”ように外見とともに周りの環境や患者本人の気持ちを整えるサポートです。

## < 事業概要 >

1, 実施主体：市町村

2, 対象者：がん患者及びがん経験者

※対象者が属する世帯の市町村民税のうち所得割課税年額が23万5千円以上になる場合は対象外となります。

3, 助成の対象となる用具：医療用ウィッグ等及び補整具等

- ① 医療用ウィッグ等 ⇒ 医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子
- ② 補整具等 ⇒ 補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ）、エピテーゼ

4, 助成額：購入費の1/2

※助成上限額

① 医療用ウィッグ等 20,000円 / ② 補整具等 10,000円

※①、②それぞれ1回を限度に助成

## < 実施市町村 >

令和3年4月30日現在、本事業を実施している市町村はありません。

※今後、随時実施市町村の状況を更新していきます。



福岡県 保健医療介護部がん感染症疾病対策課

令和3年5月作成

TEL :092-643-3317 (直通)

FAX :092-643-3331

E-mail :shippei@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県がん検診受診率向上イメージ  
キャラクター「検診くん」

令和3年4月から、助成対象に「通院」が追加

# 肝がん・重度肝硬変 の医療費助成

医療費の自己負担額が一定額を超えた月が、年3か月以上ある場合

を実施しています！



対象者

以下のすべての条件を満たしている方

◎肝がん・重度肝硬変と診断され、治療(※1)を受けている

◎世帯年収が概ね370万円以下

◎肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、入院若しくは通院(分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法に限る)している場合が対象です。

## 利用の流れ

### ①治療状況の記録

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、保険医療機関で医療記録票を受け取って下さい

### ②助成を受ける手続

指定医療機関の医師に臨床調査個人票(診断書)を記載してもらったうえで、同意書に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院・通院する度に、保険医療機関で医療記録票に治療の記録をしてもらって下さい

臨床調査個人票と同意書、医療記録票(※2)などを添えて裏面の申請先に申請して、参加者証を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院・通院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に2月以上あるときに、3月日から医療機関ごとに自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が2月以上あることが記載された医療記録票が必要です。

## 医療費の助成方法

入院の場合

窓口での自己負担額が1万円となります

※ただし、参加者証を窓口に掲示できない場合は、一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日、助成額の償還請求を裏面の申請先に対して行ってください。

通院の場合



償還払いで自己負担額が1万円となります

窓口では一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日、助成額の償還請求を裏面の申請先に対して行ってください。

## ◇参加者証の申請に必要な書類◇

年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)	窓口への提出書類
70歳未満	[適用区分工] ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き 所得210万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床調査個人票及び同意書</li> <li>・本人の医療保険の被保険者証の写し</li> <li>・限度額適用認定証等の写し</li> <li>・本人の住民票（抄本）</li> <li>・医療記録票の写し</li> </ul>
	[適用区分才] 住民税非課税者	
70歳以上 75歳未満	[一般] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床調査個人票及び同意書</li> <li>・本人の医療保険の被保険者証の写し</li> <li>・本人の高齢受給者証の写し</li> <li>・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</li> <li>・本人及び同一世帯の住民票</li> <li>・医療記録票の写し</li> </ul>
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯	
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	
75歳以上	[一般] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床調査個人票及び同意書</li> <li>・本人の後期高齢者医療被保険者証の写し</li> <li>・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</li> <li>・本人及び同一世帯の住民票</li> <li>・医療記録票の写し</li> </ul>
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯	
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	

(備考) ・「限度額適用認定証等」とは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をさします。  
 ・年収は、概ねの金額となります。  
 ・医療記録票は、過去12月において既に2月以上、本事業の対象医療が高額療養費算定基準額を超えているもの(対象医療のカウントが2/12以上になっているもの)となります。

## 申請及びお問い合わせ先

**最寄りの区役所または保健福祉（環境）事務所へお問い合わせください**

北九州市	門司区	093-331-1881	福岡市	東区	092-645-1078	筑紫	092-513-5583
	若松区	093-761-5321		博多区	092-419-1091	粕屋	092-939-1534
	戸畑区	093-871-1501		中央区	092-761-7340	糸島	092-322-1439
	小倉北区	093-582-3440		南区	092-559-5116	宗像・遠賀	0940-36-2366
	小倉南区	093-951-4125		西区	092-895-7073	嘉穂・鞍手	0948-21-4815
	八幡東区	093-671-0801		城南区	092-831-4261	田川	0947-42-9345
	八幡西区	093-642-1441		早良区	092-851-6012	北筑後	0946-22-3964
			久留米市	0942-30-9729	南筑後	0944-69-5405	
					京築	0930-23-2690	

肝炎ウイルスは  
あなたをだまします。

自覚症状がないまま、  
とつぜん肝がんを引き起こす。  
それがB型肝炎ウイルスの怖さです。



命を守る方法が、ひとつ。

B型肝炎のこと、なんでもご相談ください。

エコー検査で  
何がわかるの？

症状がないのに  
どうして検査を受けるの？

生活で気を  
つけることは？

検査や治療の助成を  
受けられるの？

健康診断の肝臓の数値が  
正常でも、詳しく検査した方が  
いいってホントですか？

子どものワクチンは  
した方がいいの？



福岡県の肝臓相談窓口にお電話を 月～金(祝日、12月29日～1月3日を除く) 10:00～16:00

0942-31-7968

久留米大学病院  
福岡県肝疾患相談  
支援センター

福岡県

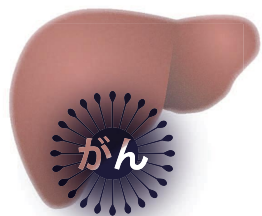
保健医療介護部 がん感染症疾病対策課  
TEL 092-643-3267・092-643-3317 FAX092-643-3331

福岡県の肝臓相談窓口にお電話を!





肝機能の数値が正常でも、  
突然がんになることがあります。



「自覚症状がないから大丈夫」「肝機能の数値も正常だし」と言っている方が、知らないうちに肝がんになっていることがあります。B型肝炎ウイルスはあなたの体内で眠っているわけではありません。感染から長い年月がたつて突然がんを引き起こす、油断のならないウイルスです。ひとたびがんができれば、急速に成長するので、半年ごとにエコー検査で肝臓を診ることを強くおすすめします。



同封の医療機関で、  
肝臓を詳しく診ることができます。

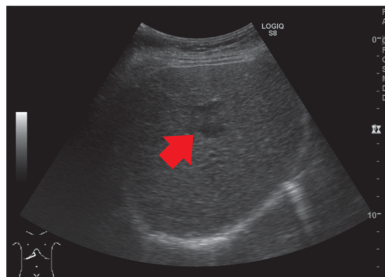


肝臓の検査は専門性が高いので、肝臓に詳しい医師に診てもらいましょう。精密検査を受けられる医療機関リストを同封しています。リストにあるお近くの医療機関で「B型肝炎ウイルスの精密検査を受けたい」とお伝えの上、検査の予約をしてください。検査は20分ほどで終わります。

# 半年に一度 のエコー検査が、命を守ります。



肝臓の内側を診れば、  
肝がんの早期発見につながります。



エコー検査は肝臓の状態を超音波で見る検査です。肝臓の中がんにできているのを見つけることができます。肝がんの初期は自覚症状がなく、肝機能の数値に異常が出にくいので、エコー検査が早期発見の鍵になります。



検査には助成制度が利用できます。



B型肝炎の精密検査は医療保険が適用されます。条件によっては、精密検査・定期検査の助成を受けられる場合があります。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

助成制度の詳細内容は、  
福岡県にお問い合わせください。

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

092-643-3317

# 今こそ、たたけ！ 肝炎ウイルス



(画像はイメージです)

入院しないで  
肝炎ウイルスをたたき  
飲み薬ができました。

肝機能の数値が基準内でも、肝がんへ進んでいることがあります。

福岡県の肝臓相談窓口にお電話を 月～金(祝日除く)10:00～16:00

**0942-31-7968** 久留米大学病院  
福岡県肝疾患  
相談支援センター

肝炎のこと、なんでもご相談ください。

症状がないのに、  
どうして  
病院に行くの？

治療費は  
どれくらい  
かかるの？

週に  
何回くらい  
病院に  
行くの？

副作用は  
ないの？

治療費助成は  
どういったら  
受けられるの？

どこの病院へ  
行けばいいの？  
肝臓に詳しい  
病院は？

治療期間は  
どれくらい？

どんな  
治療法が  
あるの？

薬を飲むと、  
仕事に  
影響しない？

生活で  
気をつける  
ことは？

福岡県の肝臓相談窓口にお電話を 月～金(祝日除く)10:00～16:00

**0942-31-7968** 久留米大学病院  
福岡県肝疾患  
相談支援センター

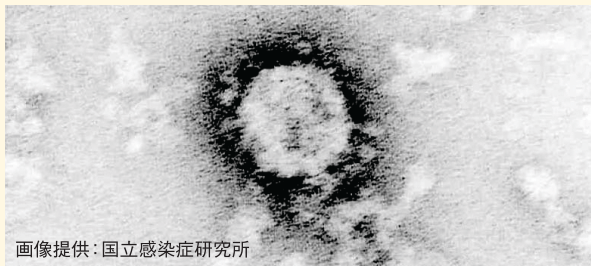
# 肝臓をちゃんと調べて、肝炎ウイルスをたたきましよう。

## まず、精密検査で肝臓の現在の状態を調べましよう。



■ ウイルス量検査 (検査時間: 約10分)  
血液中の肝炎ウイルス量や型を調べます。

■ 超音波検査 (検査時間: 約20分)  
超音波で肝臓の状態を調べます。



画像提供: 国立感染症研究所

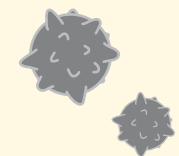


精密検査について気になることは福岡県の肝臓相談窓口にお電話を。  
月~金 (祝日除く) 10:00~16:00

**0942-31-7968**

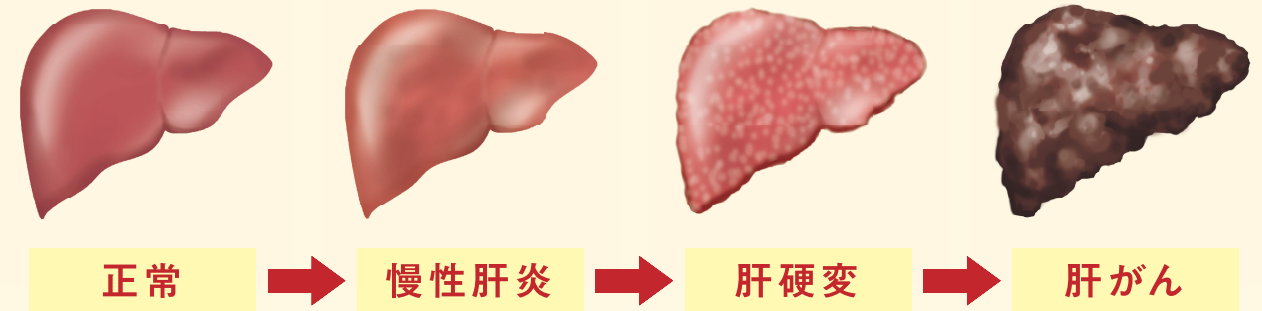
久留米大学病院  
福岡県肝疾患相談支援センター

## 肝炎ウイルスは、肝炎、肝硬変、肝がんの原因です。



肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれるほどがまん強く、肝炎が進行していても、自覚症状がないことも珍しくありません。

肝炎ウイルスから発症する病気



場合によっては、肝炎から突然肝がんを発症することもあります。

## 普段の生活をしながら、飲み薬で肝炎ウイルスをたたく方法もあります。

肝炎の薬は急速に進歩し、近年飲み薬だけで肝炎ウイルスを治療することもできるようになりました。入院の必要もないため、仕事を休むこともなく治療できます。



※ 病状によっては入院して治療を受けることがあります。

## 2ヵ月だけ飲む薬もできました。\*

服用期間が2ヵ月の薬もあります。\*  
服用中は禁酒すること以外生活を変える必要はなく、身体への負担もわずかです。

※ 病状によって、服用期間が6ヵ月の場合や注射による治療の場合もあります。

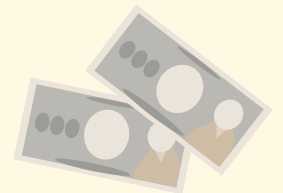


## 今なら、治療に助成制度が利用できます。

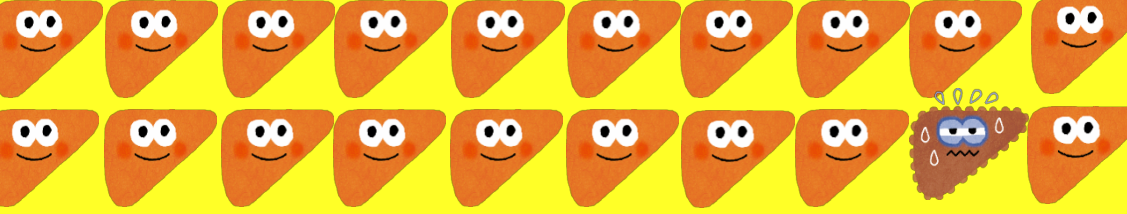
### 治療費用

助成制度を利用すれば、治療費のほとんどをまかなえます。

〔自己負担額: 10,000円または20,000円\* × 治療期間(月)〕  
〔\*世帯全員の市町村民税(所得割)課税年額によります〕  
治療費助成を受けるためには、医師の診断書が必要です。まずは精密検査を受けましよう。



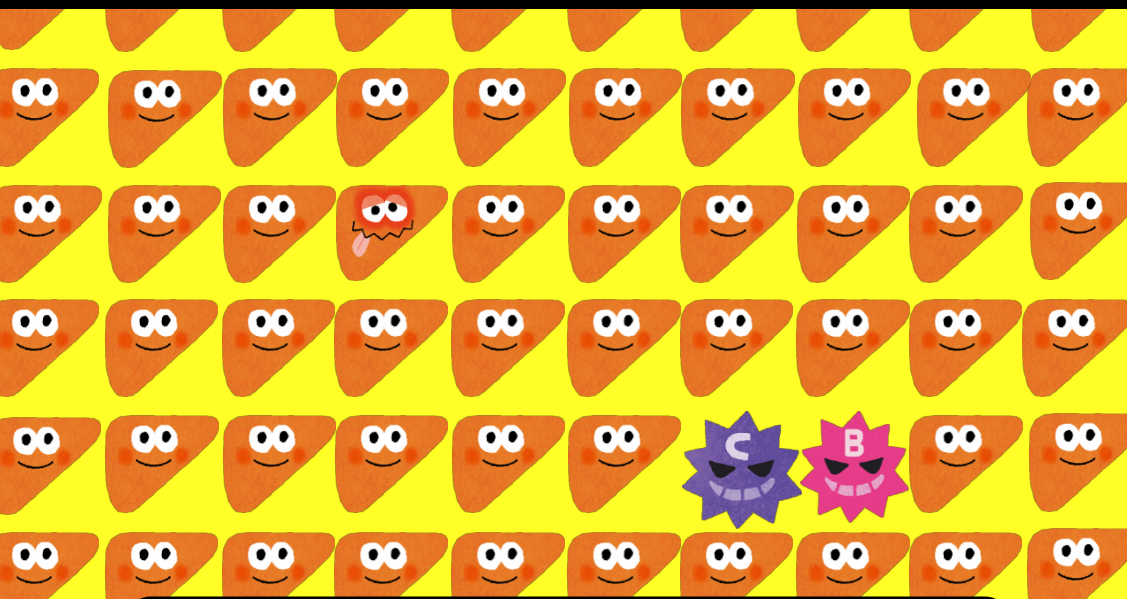




# ウイルス性肝炎の感染予防

～感染しない、させないために大切なこと～

B型、C型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎を  
発症した場合、放置すると自覚症状がないまま  
**肝硬変、肝がん**に進展することがあります。



肝炎ウイルスの感染を予防するために、  
正しい知識を身につけ、適切に行動しましょう



肝臓は予備能力が高く、B型、C型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変になっても**自覚症状がでないこともある**ことから「**沈黙の臓器**」と呼ばれています。

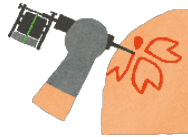
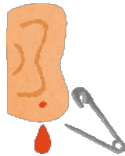


B型・C型肝炎ウイルスは

## 血液や体液を介して感染します



- 皮膚に生じた傷や穴からウイルスを含む血液や体液が入る  
(例)他人が使用したかみそりやピアッサー、入れ墨の針を、適切な消毒を行わずに使う



- 性交渉の際、体液や微量の血液が粘膜から体内に入る  
(主にB型肝炎)



- ウイルス性肝炎にかかったお母さんが出産する際、血液が赤ちゃんの体内に入る(主にB型肝炎)

B型肝炎にかかったお母さんの出産の際には、予防処置として、赤ちゃんにワクチンが接種されます(健康保険適用)。



B型肝炎ウイルスはエイズウイルス(HIV)と比べ、**感染力が50~100倍強く**、身体の外でもしばらくは生存することができます。  
しかし、正しい感染予防策を講じれば感染を防ぐことができます。



# 感染を防ぐためには

他人の血液や体液に接触する機会をできるだけ減らすことが基本です。

- かみそり、歯ブラシ、ピアッサー等を他人と共有しない
- 傷は絆創膏やガーゼで覆い、血液等が直接触れないようにする
- 血液や分泌物がついたものは、素手で触らず手袋を使って処理する
- 性交渉による感染予防のため、コンドームを正しく使用する

## ～排泄物や血液等の体液に注意してください～

使い捨て  
手袋を使っ  
て処理



処理に使用し  
たものは密閉  
して捨てる

石鹸と流  
水でよく手  
を洗う。



アルコール入  
りの消毒薬で  
消毒する



※B型肝炎については、ワクチンで感染を予防することができます。(平成28年10月から、0歳児に対するB型肝炎ワクチンの定期接種が実施されています)

## ～以下の行為では感染が起こらないと考えられています～

会話や握手



会食



・清潔な(血液や体液がついていない)場所や物の共有も大丈夫です！



トイレ



浴室やシャワー



食器

# 一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう！

B型肝炎、C型肝炎はコントロールできる病気です！

これまで検査を受けたことがない方は、感染の有無を確認しましょう

## ウイルス検査の実施機関

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kannennkensa.html>

## お問い合わせ先

お住まいの地域	保健所名	電話番号
北九州市	以下の各区役所 保健福祉課(TEL093)	
	門司(331-1881)、小倉北区(582-3440)、小倉南区(951-4111)、若松(761-5321)、八幡東(671-0801)、八幡西(642-1441)、戸畑(871-1501)	
福岡市	以下の各区保健福祉センター 健康課(TEL092)	
	東区(645-1078)、博多区(419-1091)、中央区(761-7340)、南区(559-5116)、城南区(831-4261)、早良区(851-6012)、西区(895-7073)	
久留米市	久留米市保健所 (久留米商工会館4階)	0942-30-9730
大牟田市	大牟田市保健センター	0944-41-2669
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課	092-513-5583
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 健康増進課	092-939-1534
糸島市	糸島保健福祉事務所 健康増進課	092-322-1439
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課	0940-36-2366
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課	0948-21-4815
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 健康増進課	0947-42-9345
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	0946-22-3964
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潁郡、八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	0944-72-2185
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 健康増進課	0930-23-2690

【福岡県】保健医療介護部がん感染症疾病対策課

医療費助成制度：難病等助成係 092-643-3267

肝炎ウイルス検査：疾病対策係 092-643-3576

福岡県

# 肝炎ウイルス 無料検査

実施中!

早期発見  
早期治療!



**一生に一度は  
受けましょう!**

肝臓がんの約9割は肝炎ウイルスが原因です。  
肝炎ウイルスを早期に発見し、治療することができれば、肝臓がんを予防することができます。

※一般的な肝機能検査では、肝炎ウイルスに感染しているかはわかりません。

対象者

福岡県在住(北九州市・福岡市・久留米市の方は除く)の20歳以上で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

北九州市、福岡市、久留米市に在住の方は、お住まいの地区を管轄する保健所へお問い合わせください。

受検場所

福岡県と契約する医療機関または各保健福祉(環境)事務所において検査を受けることができます。(下記のページに掲載中)

※福岡県庁HP <<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kannennkensa.html>>

詳細につきましては下記にお問い合わせください。



福岡県保健医療介護部 がん感染症疾病対策課

TEL 092-643-3576

もしくは、最寄りの福岡県保健福祉(環境)事務所 まで





# 守りたい。 だから、風しん予防。

## 福岡県で風しん患者の報告が続いています。

- ・風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の感染症です。
- ・感染しても無症状の人もいますが、発症する場合には2～3週間の潜伏期間の後、発熱、発疹、リンパ節の腫れといった症状があらわれます。

## 風しんは、先天性風しん症候群の原因になります。

- ・妊娠初期の女性が感染すると、出生児が先天性風しん症候群（耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなど）を発症する可能性があります。
- ・先天性風しん症候群の発生を防ぐためには、妊婦の周りの方が風しんにかからないことが重要です。

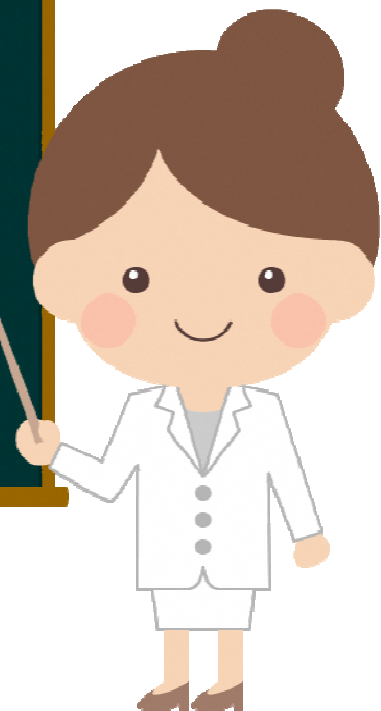
## 抗体があれば、恐れることはありません。

- ・風しんは、身体に十分な抗体（ウイルスを撃退するしくみ）があれば、感染を防ぐことができます。
- ・予防接種歴を母子健康手帳などで確認しましょう。
- ・福岡県では、風しんの抗体があるかどうかを調べる検査を無料で実施しています。



風しん抗体検査の情報は  
裏面をご覧ください。

# 風しん抗体検査 (無料) について



風しんに対する十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認することができます。県では、県内の契約医療機関において、風しん抗体検査を無料で実施しています。

## ◆対象者

福岡県内に住民票があり、次のいずれかに該当する方。

ただし、過去に受けた抗体検査で、風しんの感染予防に十分な免疫を保有していることが判明している方は除きます。

1. 妊娠希望者（妊婦は除く）

2. 妊娠希望者及び妊婦の

・配偶者（パートナーを含む）

・同居者（生活空間を同一にする頻度が高い家族など）

〔2については、妊娠希望者及び妊婦が、抗体検査で風しんの感染予防に十分な免疫を保有していることが判明している場合は対象外\*。〕

※北九州市にお住まいの方は、対象となります。

詳細は、**福岡県 風しん抗体検査** で検索してください。

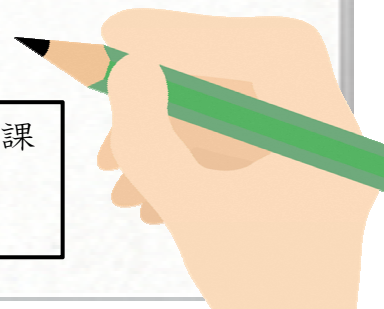
※抗体検査の結果、風しんに対する免疫が十分でなかった方には、予防接種を受けることをおすすめしています。

費用の補助を受けられる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。

問い合わせ：福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

電話番号：092-643-3597

ファクス：092-643-3331



# 医療・介護従事者の皆さん、 HIV・エイズについて正しく知ってください！

## HIV・エイズとは

HIVとは、ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のことです。

HIVは、免疫のしくみの中心であるヘルパーTリンパ球（CD4細胞）という白血球などに感染し、からだを病気から守っている免疫力を低下させていきます。その後、自覚症状のない時期（無症候期）が数年続き、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症するようになります。免疫力が落ちることで発症する疾患のうち、代表的な23の疾患を発症すると、エイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS：Acquired Immuno-Deficiency Syndrome）を発症したと診断されます。

## 簡単にはうつりません！

HIVは、主に血液や精液、膣分泌液に多く含まれます。

HIVの感染力は弱く、**性行為以外の社会生活のなかでうつることはまずありません。**

## 確認してみましょう！



## 感染イコール「死」ではありません！

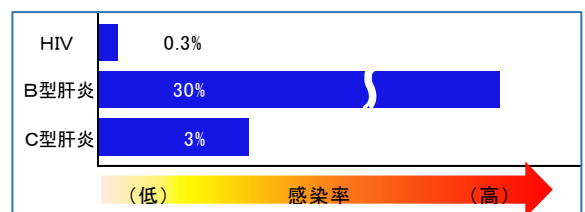
現在、HIVを体内から完全に排除する治療法はありませんが、エイズを発症する前にHIV感染を知り、適切な治療を受ける（抗HIV薬を服薬）ことでエイズの発症を予防したり、遅らせたたりすることができ、**感染前と変わらない日常生活を送ることが可能です。**

また、早期に治療を始めることで、他の人への感染を防ぐこともできます。

## 万が一の場合でも

HIVは通常の接触で感染することはありません。万が一、針刺し事故が起きた場合の感染率は0.3%（図）で、適切な曝露後予防内服により、事故によるHIV感染リスクをほぼゼロにできます。

<図> 針刺し事故時の感染率の比較

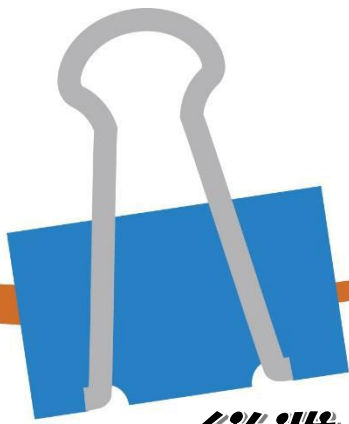


（出典）H23 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策事業報告

HIV感染者・エイズ患者も、皆さんと同じように歳をとり、医療や介護が必要となります。HIV・エイズについて、正しく知ることから始めましょう。

☞ ご相談は、最寄りの福岡県保健福祉（環境）事務所 または  
福岡県庁がん感染症疾病対策課 感染症対策係（092-643-3597）へ。





# 従業員の健康を守るため 知っておきたい！HIV・エイズのこと

## そもそもHIVとエイズってどう違う？

- ・ HIV とは、ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のことです。HIVに感染すると、自覚症状のないまま数年が経過しますが、その間に免疫力が低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症するようになります。
- ・ 免疫力が低下し、病気を発症すると、エイズ（後天性免疫不全症候群、Acquired Immuno Deficiency Syndrome）を発症したと診断されます。

## どんなことで感染するの？

- ・ HIVの感染ルートは、①性行為による感染、②血液による感染、③母子感染の3つに限られています。
- ・ HIVの感染力は弱く、性行為以外の社会生活の中で感染することはまずありません。

## HIVに感染したら助からないの？

- ・ そんなことはありません。
- ・ 医療の進歩により、HIVに感染しても、エイズの発症を予防したり、遅らせたりすることができるようになり、感染前と変わらない生活を送れるようになっています。
- ・ まずは検査を受けて、感染の有無に早期に気付くことが大切です。

## 従業員に何をしておいたらいい？

- ・ 従業員の皆さんが検査を受けられるよう、積極的にサポートしてあげてください。
- ・ もしHIVに感染している方がいたら、正しい知識を持って接し、その方が仕事と治療を両立できるよう、サポートをお願いします。

## 検査はいつ、どこで受けられる？

- ・ 県内の保健所で、無料・匿名で受けることができます（裏面参照）。
- ・ その他のお問い合わせや相談は、最寄りの保健所か福岡県感染症対策係（092-643-3597）までお気軽にどうぞ！

**HIV検査を受けられる保健所一覧は裏面へ！**



## 福岡県内のエイズ・性感染症の検査実施保健所 一覧

現在、新型コロナウイルス感染症への対応のため、一部の保健所で検査を休止しています。

検査をご希望の場合は、保健所に検査を実施しているかご確認ください。

エイズ(HIV)・性感染症の検査は  
無料・匿名 で受けることができます

エイズは性感染症の一つで、誰でも感染する可能性があります。  
エイズも性感染症も早期発見が大事です。検査を受けに行きましょう！

保健所	相談電話 (エイズホットライン) (エイズダイヤル)	定例検査 (年間を通じて検査しています)							
		曜日	時間	備考	検査項目				
					HIV	梅毒	クラミジア	淋菌	
北九州市	北九州市保健所 093-522-8727 093-522-8711 (検査予約電話)	第1月	17:00~19:00	要予約 先着25名	★				
		6・12月は 第1日曜	9:00~11:00	要予約 先着50名					
	小倉北区役所	093-582-3440	火	9:00~11:00	要予約	○	○	○	
八幡西区役所	093-642-1444	水	9:00~11:00	要予約	○	○	○		
福岡市	東区保健福祉センター	092-651-8391	第1・3火	9:00~11:00		○	○		
	博多区保健福祉センター	092-441-0023	木	9:00~11:00		○	○	△	
			第2・4水	16:00~18:00		○	○	△	
	中央区保健福祉センター	092-712-8391 (兼 予約電話)	第1・3火	9:00~11:00	要予約	★			
	南区保健福祉センター	092-541-8391	第1・3火	9:00~11:00		○	○	△	
	城南区保健福祉センター	092-822-8391	水	9:00~11:00		○	○	△	
	早良区保健福祉センター	092-846-8391	第1・3水	9:00~11:00		○	○	△	
	西区保健福祉センター	092-891-0391	第1・3月	9:00~11:00		○	○	△	
久留米市保健所	0942-30-9340 (性感染症相談ダイヤル)	水	9:00~11:00		○	○	○		
福岡県 保健福祉 （環境） 事務所	筑紫保健福祉環境事務所	092-582-2522	火	9:00~11:00	要予約	★	★	△	△
	粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	火	9:00~11:00	要予約	○	○	△	△
	糸島保健福祉事務所	092-322-5579	火	10:00~11:00	要予約	○	○	△	△
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	火	9:00~11:00	要予約	○	○	△	△
			遠賀分庁舎	月	14:00~15:30	要予約	○	○	△
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-23-5911	火	9:00~10:00	要予約	★	★	△	△
			直方分庁舎	月	14:30~15:30	要予約	○	○	△
	田川保健福祉事務所 (別館で実施)	0947-42-9379	火	9:00~11:00		★	★	△	△
	北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-4190	月	9:30~10:30	要予約	★	★	△	△
			久留米分庁舎 [久留米総合庁舎]	火	9:00~10:00		★	★	△
	南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2812	火	10:00~11:00		★	★	△	△
			八女分庁舎	月	14:00~15:00	要予約	○	○	△
	京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	火	9:00~10:00	要予約	★	★	△	△

## 「検査項目」マークの意味と補足

- ★：血液検査(結果は約1時間後)、無料
- ：血液検査(結果は1週間後。福岡市のみ2週間後)、無料
- △：尿検査(結果は1週間後。福岡市のみ2週間後)、無料

検査について、不明な点や詳しく知りたい場合は、各保健所へお問い合わせください。



## ふくおか健康づくり県民運動を展開しています

県民一人ひとりが地域の中で健やかでこころ豊かに過ごすことができる福岡県

福岡県では、県民の皆さんの健康寿命の更なる延伸を目指し、保健・医療関係団体、経済団体、企業、大学、マスコミ、地域団体、行政など、様々な分野の関係団体が一体となって、県民の皆さんの自主的な健康づくりを県民運動として展開していきます。

### 「ふくおか健康づくり県民会議」について

健康づくり県民運動を推進するため、様々な分野の関係団体の代表者で構成する「ふくおか健康づくり県民会議」（会長：福岡県知事）を設置しています。



### 取組みの3つの柱

#### 健（検）診受診率の向上

・特定健診、がん検診の受診率向上

#### 食生活の改善

・食塩・野菜摂取量の適正化など

#### 運動習慣の定着

・歩数の増加・スポーツの推進など

### 行動目標

#### 「みんなで受けよう！ 特定健診・がん検診」

特定健診・がん検診を毎年受診するとともに、家族や隣人、同僚にも健（検）診の受診を呼びかけ、県全体で特定健診受診率70%以上、がん検診受診率50%以上を目指します。

#### 「みんなで食べよう！ 野菜たっぷりもう一皿」

地域の食材を取り入れたバランスのとれた食事に努め、1日350グラムの野菜摂取を目指します。また、1日あたり小さじ約半分（約2グラム）の減塩を目指します。

#### 「みんなで始めよう！ 適度な運動」

1回あたり30分以上、週2日以上を目標に、無理のない範囲で運動に取り組み、その取組みを続けます。

### 登録申請方法

#### ① サイトにアクセス

下記の URL、または QR コードから「ふくおか健康づくり県民運動」のサイトにアクセスします。  
<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/>



#### ② 健康づくり団体・事業所宣言のページに進む

サイトメニューから「健康づくり団体・事業所宣言」のページへ進みます。

#### ③ エントリーから登録ページに進む

「健康づくり団体・事業所宣言」のページの一番下、「健康づくり団体・事業所宣言のエントリー」の「登録はこちら」に進みます。

#### ④ 登録申請に進む

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言 登録申請規約」をご一読いただき、同意された上で申請規約内容に「同意する」を選択し、登録申請を行うに進みます。

#### ⑤ 登録情報の入力

フォームから各項目を入力します。最後に県民の健康づくりに貢献するための取り組みを宣言します。取り組む宣言にチェックをし、宣言の内容を入力してください。

#### ⑥ 確認し登録完了

確認すれば登録完了です。

### 「みなし登録」について

下記①～③に登録された団体・事業所は登録団体等とみなし、申請を行わなくても自動的に登録されます。

- ①働く世代をがんから守るがん検診推進事業所
- ②ふくおか食の健康サポート店
- ③北九州市の「きたきゅう健康づくり応援店」に登録された団体・事業所

### 協会けんぽ福岡支部との共同実施について

- ・協会けんぽ福岡支部は、「健康宣言ふくおか」の申込みを令和元年8月末で終了し、9月より「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に一本化しました。
- ・協会けんぽの「健康づくり優良事業所」や経済産業省の「健康経営優良法人」の認定に必要な健康宣言の項目を満たすには、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」への登録が必要です。

# ふくおか健康づくり 団体・事業所宣言

# 登録募集



ふくおか健康  
づくり県民運動





# 職場での健康づくりに取り組む事業所等を募集します！

- 福岡県は、職場での健康づくりに積極的に取り組む事業所等を「ふくおか健康づくり団体・事業所」として登録し、その取組みを応援しています。
- 職場での健康づくりに取り組む事業者の皆さんは、ぜひご登録ください！

事業所（支店、営業所）のご登録が可能です！



## ★対象となる事業所等

福岡県内で事業活動を行う事業所等（各種法人、公的機関、個人事業主等含む）

## ★登録の要件

職場での健康づくり（次の6分野のうち1分野以上）に取り組んでいる又はこれから取り組もうとすること

## 取組みの分野・宣言の例

…………… 以下の6分野うち、1分野以上の取組みを宣言していただきます ……………

### ① 特定健診の受診率向上



- ・ 特定健診の積極的な受診勧奨を行い、受診率100%を目指します。
- ・ 従業員の家族に対しても、健康保険組合と連携して積極的な受診勧奨を行います。

### ② がん検診の受診率向上



- ・ がん検診推進員を設置し、従業員やその家族に積極的な受診勧奨と、検診を受けやすい職場づくりを推進します。
- ・ 受診費用補助制度を設け、受診を促します。

### ③ 食生活の改善



- ・ 朝食を毎日食べるよう従業員に呼びかけます。
- ・ 社員食堂で、野菜たっぷりやカロリー控えめのヘルシーメニューを提供します。

### ④ 運動習慣の定着



- ・ スニーカー通勤を推奨します。
- ・ 「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用します。
- ・ 毎日、就業前にラジオ体操を行います。

### ⑤ 禁煙の促進、受動喫煙の防止



- ・ 職場での喫煙率0を目指します。
- ・ 社内で禁煙セミナーを開催します。
- ・ 屋内の喫煙スペースを撤廃し、受動喫煙を防止します。

### ⑥ その他 (メンタルヘルス、歯科衛生等)



- ・ 有給休暇の積極的な取得を促します。
- ・ 従業員のストレスチェックを定期的実施します。
- ・ 歯科健診の受診勧奨を行います。



## 「健康経営®」とは…

- ・ 従業員や職員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることによって従業員等の健康の維持・増進と生産性の向上を目指す経営手法のことです。
- ・ 「健康経営」は、国も積極的に推進しており、多くの企業が取組みを始めています。



## 健康経営に取り組むメリット

### ✓ 企業のイメージアップ

- ・ 健康経営への取組状況は、その企業のイメージに直結し、顧客や取引先、就職を目指す学生等にとって企業を選ぶ際の重要なポイントになります。

### ✓ 労働生産性と業績の向上

- ・ 従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上につながることを期待できます。

### ✓ 医療費負担の軽減

- ・ 健康経営に取り組むことで従業員の健康保持・増進につながり、医療費の抑制によって企業が負担する健康保険料の軽減が期待できます。

## 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録特典

- ➔ 福岡県知事名の登録証を交付し、県の広報媒体で登録事業所を紹介します
- ➔ 福岡県の入札参加資格審査における加対象となります\*1
- ➔ 「ふくおか県政推進サポート資金」による融資が受けられます
- ➔ 「健康経営優良法人認定制度（経済産業省）」への申請が可能になります\*2
- ➔ 「健康づくり実践アドバイザー」を無料で派遣します\*3
- ➔ 特に優良な取組みを福岡県知事が表彰します

\*1 「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業所」の登録事業所については、「がん検診の受診率の向上」以外の分野で宣言することが評価の要件となります

\*2 協会けんぽ加入の場合

\*3 職場での健康づくりの取組みに関する具体的・実践的なアドバイスや個別セミナー等の支援を行います

「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

# 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成 31 年 4 月 24 日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

## 1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

## 2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
  - ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
  - ・請求期限は、平成 31 年 4 月 24 日（法律の施行日）から 5 年以内です。
- ※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

## 3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320 万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

## 4. お問い合わせ先

### <福岡県旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

電話番号 092-632-5175

メールアドレス ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp

受付時間 9:00～17:15（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

所在地 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁舎 2F 保健医療介護部健康増進課

### <厚生労働省 旧優生保護法一時金電話相談窓口>

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

受付時間 9:30～18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

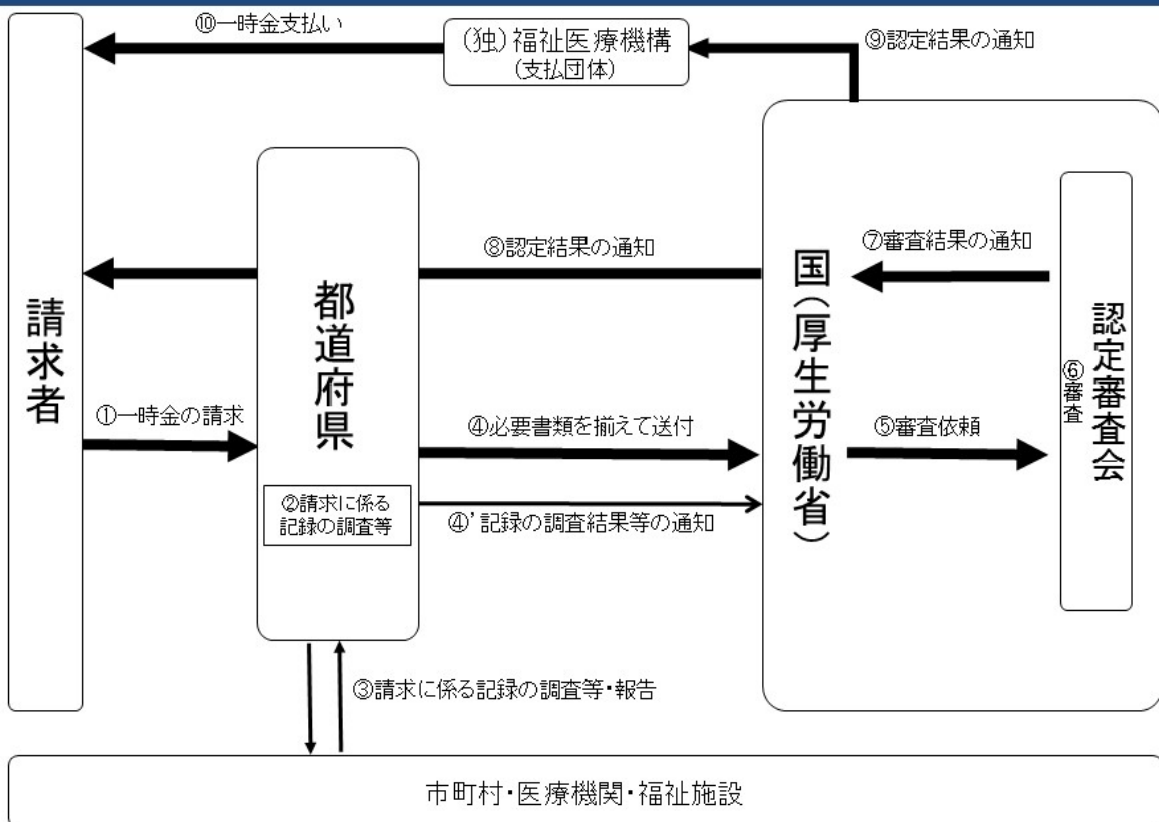




## 請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
  - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
  - ・優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
  - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
  - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
  - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

### 一時金支給手続の流れ(イメージ)



- ※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
- ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

# 旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

## 「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

### 対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術(生殖を不能にする手術)を受けた方

(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

### 一時金の金額

320万円(一律)です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

### 請求手続きについて

- 請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。
- お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください(郵送による提出も可能です)。
- 請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

### 請求書の記載事項や添付書類について

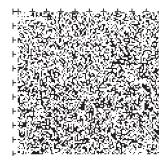
- ▶ 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日(時期)、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
- ▶ 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
  - 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
  - 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての**医師の診断書**(特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください)  
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
  - 上記の診断書の作成に要する費用が記載された**領収書**など(一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます)
  - その他請求に係る**事実を証明する資料**(例:障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など)
  - 一時金の振込みを希望する**金融機関の名称及び口座番号**を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)

### お問い合わせ先

- ▶ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ▶ また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。



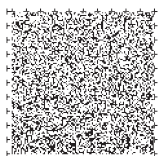
このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



# 都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和2年1月6日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・✉メールアドレス・🌐ホームページ		
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711(専用)	FAX 011-232-4240	✉ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用)	FAX 017-734-8091	✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015(専用)	FAX 019-629-5464	✉ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用)	FAX 022-211-2591	✉ kodomoj@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用)	FAX 018-860-3821	✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用)	FAX 023-625-4294	✉ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用)	FAX 024-521-7747	✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用)	FAX 029-301-3264	✉ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064	FAX 028-623-3070	✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606	FAX 027-223-6526	✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用)	FAX 048-830-4804	✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085	🌐 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html</a>	
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用)	FAX 03-5388-1401	✉ S0410109@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860	🌐 <a href="https://shinsei-e.kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383">https://shinsei-e.kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383</a>	
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197	FAX 025-285-8757	✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用)	FAX 076-444-3496	✉ akenko@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)のほか県内各保健福祉センター FAX 076-225-1423	✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp	
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター	✉ kodomo@pref.fukui.lg.jp	
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用)	FAX 055-223-1475	✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用)	FAX 026-235-7170	✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用)	FAX 058-278-3518	✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用)	FAX 054-221-3521	✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-6920	✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp	🌐 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yuusei-ichijikin.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yuusei-ichijikin.html</a>
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用)	FAX 059-224-2270	✉ kodomok@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653	FAX 077-528-4857	✉ eg0002@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用)	FAX 075-414-4586	✉ kyuhu-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用)	FAX 06-6910-6610	✉ ysodan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用)	FAX 078-362-3913	✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用)	FAX 0742-27-8643	✉ kenkou@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642(健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325	✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp	
31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	電話 0857-26-7158(福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116(福祉保健課)のほか県内総合事務所	✉ yuuseisodan@pref.tottori.lg.jp	
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328	✉ yuuseisodan@pref.shimane.lg.jp	
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用)	FAX 086-226-7871	✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用)	FAX 082-502-3674	✉ fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用)	FAX 083-933-2759	✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2841	✉ kenkoudukurika@pref.tokushima.jp	
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用)	FAX 087-806-0207	✉ kosodate@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399(健康増進課)のほか県保健所	✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp	
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用)	FAX 088-873-9941	✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用)	FAX 092-643-3271	✉ kenko@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856(専用)	FAX 0952-25-7300	✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用)	FAX 095-825-6470	✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用)	FAX 096-383-1427	✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用)	FAX 097-506-1735	✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用)	FAX 0985-26-7336	✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用)	FAX 099-286-5560	✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215	FAX 098-866-2241	✉ aa090701@pref.okinawa.lg.jp



## 厚生労働省旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス [ichijikin@mhlw.go.jp](mailto:ichijikin@mhlw.go.jp)

🕒 受付時間 9:30~18:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

厚生労働省のホームページ





# 相談援助事業（無料）のご案内

当センターでは働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするため、介護労働者の雇用管理改善や・能力開発等の相談に関して、各分野の専門家（社会保険労務士、保健師、産業カウンセラー等）を委嘱しております。

介護労働者が働きやすい環境を整えることは、従業員の働く意欲の向上や定着促進はもとより、介護サービスの質の向上にもつながります。事業所が抱える悩み・問題について、それぞれの専門家にご相談に応じます。

下記①②③それぞれで1回1～2時間・年間3回程度は無料対応ができます。

## 《相談内容例》

オンラインでの対応も可能です。お気軽にご相談ください。

### ① 雇用管理改善に関する事（相談対応者：雇用管理コンサルタント）

処遇改善加算、就業規則、残業、有給、雇用契約、人事評価制度、ハラスメント対策について等雇用管理に関する相談や研修に対応いたします。

### ② 労働者の健康確保対策に関する事（相談対応者：ヘルスカウンセラー）

腰痛・感染症予防、生活習慣病の予防について職員向けの研修が可能です。またストレス対策、メンタルヘルス（セルフケア）などの研修についても対応ができます。

### ③ 職業能力の向上に関する事（相談対応者：人材育成コンサルタント）

事業所内研修プラン、キャリアパス作成相談、事業所内での勉強会・研修計画立案等

※事業所内での研修や地域の介護団体向けの集団研修等ご希望に合わせて対応いたします。

※相談料は無料ですが、相談時間・年間実施回数には上限があります。

＜相談予約申込書＞ FAXにてお申込みください。

FAX 092-414-8222

相談内容										
相談方法	貴事業所へ訪問 ・ 当センター内にて来所 ・ オンラインで実施									
相談希望日	第一希望日	令和	年	月	日	時	分	～	時	分
	第二希望日	令和	年	月	日	時	分	～	時	分

※ 相談内容によって派遣講師の調整をし、こちらからご連絡させていただきます。

事業所名										
所在地										
ご担当者										
電話・FAX	電話	—	—	FAX	—	—				
メールアドレス	@									

◆上記に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い、厳重に管理し、相談援助による日程調整、内容確認等の事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

☆お問い合わせ・申込み先☆

(公財) 介護労働安定センター 福岡支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル4F

TEL 092-414-8221 FAX 092-414-8222

お気軽にご相談ください!





# 公益財団法人 介護労働安定センターの主な事業

公益財団法人介護労働安定センターは介護労働者の方々の雇用管理の改善、能力の開発・向上のために様々な事業を実施しています。

事業の目的	事業の名称	事業の内容
雇用管理の改善	①雇用管理に関する相談援助 (無料)	センターが委嘱した雇用管理コンサルタント(社会保険労務士等)による雇用管理改善等に関する相談援助です。 ※処遇改善加算、評価制度、就業規則、雇用契約、ハラスメント対策など
	②健康確保に関する相談援助 (無料)	センターが委嘱したヘルスカウンセラーによる健康管理に関する相談援助です。 ※メンタルヘルス研修、腰痛予防・感染症予防など
	③人材育成に関する相談援助 (無料)	センターが委嘱した人材育成コンサルタント(産業カウンセラー等)によるキャリア開発・能力開発等に関する相談援助です。 ※階層別研修、研修プラン作成支援、キャリアパス相談など
	雇用管理責任者講習 (無料)	事業所において職員の雇用管理や人事・労務等に対応している管理者経営者向けの講習です。県内で4回程度実施予定。 (受講料テキスト代無料 受講証明書発行)
	介護事業者支援セミナー	専門家や介護分野にて活躍中の講師による人材育成・リスク管理、経営管理等に関するセミナーです。
	介護労働実態調査	毎年全国規模の大規模調査(事業所調査・労働者調査) 介護分野における雇用管理の状況を把握するため、離職率、賃金、労働時間、労働者の実態・意識などを調査。HPIにて県単位でも公表しています。
職業能力の開発	介護労働講習(実務者研修)	雇用保険受給中の方が対象。実務者研修(450H)を含む625時間の講習です。実務者研修の資格が取得できます。
	能力開発・資格取得支援	「同行援護従業者養成研修」「ガイドヘルパー養成研修」「介護福祉士受験対策講座」等資格取得対応講座を実施しています。現任者向けのスキルアップ講習「緊急時の介護」「サービス提供責任者研修」等も実施中。
	ケア・サポート講習	事業者や団体様の要望をお聞きし、従業員の方を対象に接遇・マネー、リーダー向け研修などを実施します。
情報提供	図書・DVDの発行	介護に関する図書、DVD等を販売しております。「介護職員初任者研修テキスト」も発刊。詳細についてはセンターホームページ又は支部にお問い合わせ下さい。
	介護事業者ホームページ サービス事業	ホームページを新規で立ち上げる事業所向けに、パソコンの知識が無い初心者でも、無理なく・お求めやすい料金で運用ができるサービスを行っています。
	センター賛助会について  ・法人会員 年額 2万円 ・個人会員 年額 1万円	<特典> ①機関誌月間「ケアワーク」の無料送付 ②図書・DVDの割引(一部除く) ③セミナー・講習の受講料割引(一部除く) ④ホームページサービス利用料割引(法人会員のみ)

☆お問い合わせ先☆

(公財) 介護労働安定センター福岡支部  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第3ビル 4F  
電話 092-414-8221 FAX 092-414-8222



テーマから探す

目的から探す

組織から探す

ENHANCED BY Google

検索

[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [健康](#) > [自殺防止](#) > ひとりで悩まないで、ご相談ください。（自殺予防に関する福岡県内の相談窓口のご案内）

## ひとりで悩まないで、ご相談ください。（自殺予防に関する福岡県内の相談窓口のご案内）

更新日：2021年4月12日更新



### 令和3年4月から、「こころの健康相談会」を開催します。

死にたい、消えてしまいたい、生きる意味が分からない

こころの不安や悩みを聞いてほしい

友人や家族関係について悩んでいる

大切な人が突然亡くなった

眠れない、気分が沈む、やる気が出ない

学校、仕事に行きたくない

お酒を飲む量が増えた

誰も自分のことを理解してくれない

こんなことで悩んでいませんか。

あなたの死にたいほどのつらい悩み、私たちに一緒に考えさせてください。

あなたのお知り合いや大切な人のこころや身体の不調に気づいたら、声をかけてみてください。

その人が悩みを話してくれたら、じっくりと話を聴き、相談窓口を紹介してください。

福岡県内には、自殺予防、こころの健康、労働上の問題など、様々な相談窓口があります。

ひとりで悩まず、ご家族だけで抱え込まず、まずは、以下の各相談窓口にご相談ください。

(注) 相談は特段の記載がない限り、祝日・年末年始は休み（24時間相談はのぞく）

### 相談窓口

[自殺予防（生きるのがつらい、家族や友人が心配）](#)

[うつ病など、心の病に関する悩み、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもり・不登校など青少年の心の悩み](#)

[心のなやみ・心の健康](#)

[自死遺族](#)

[犯罪・人権・性暴力](#)

情報が見つからない時は

#### 重要なお知らせ

[新型コロナウイルス感染症ポータルページ](#)

[県内における新型コロナウイルス感染症の感染動向等](#)

[Updated : Coronavirus disease\(COVID-19\) advice for the public](#)

このページを見た人は  
このページも見えています

[福岡県内での発生状況](#)

[新型コロナウイルス感染症ポータルページ](#)

[新型コロナウイルス感染症への対応について](#)

[緊急事態措置の実施について（5月7日発表）](#)

[相談窓口一覧](#)



<a href="#">多重債務</a>
<a href="#">労働上の問題（解雇、労働条件、いじめ、セクハラ等）</a>
<a href="#">就労の悩み相談（40歳未満を対象・福岡のみ44歳まで）</a>
<a href="#">DV（配偶者・恋人からの暴力）</a>
<a href="#">ひとり親家庭</a>
<a href="#">講演会・研修会等イベント情報</a>
<a href="#">新型コロナウイルス感染症</a>
<a href="#">その他のリンク</a>

[福岡県内の相談窓口の一覧（リーフレット）](#) [PDFファイル/482KB]

## 【自殺予防（生きるのがつらい、家族や友人が心配）】

### ふくおか自殺予防ホットライン

[092-592-0783](tel:092-592-0783)（24時間365日対応）

フリーダイヤル [0120-020-767](tel:0120-020-767)（月曜日から金曜日 16時から翌日9時、土日祝日 9時から翌日9時）

### 福岡いのちの電話（注記1参照）

[092-741-4343](tel:092-741-4343)（24時間365日対応）

### 北九州いのちの電話（注記1参照）

[093-653-4343](tel:093-653-4343)（24時間365日対応）

（注）福岡・北九州いのちの電話は、毎月10日8時から翌11日8時

フリーダイヤル [0120-783-556](tel:0120-783-556)

### いのちの電話インターネット相談

[いのちの電話の相談ホームページ（新しいウィンドウで開きます）](#)

（注）メールでの相談を受け付けます。

### 北九州市自殺予防こころの相談電話

[093-522-0874](tel:093-522-0874) (月曜日から金曜日 9時から17時)



## 福岡市自殺予防相談

[092-737-1275](tel:092-737-1275) (月曜日から金曜日 10時から16時)

## 自死問題支援者法律相談 (福岡県弁護士会)

[092-741-3210](tel:092-741-3210) (月曜日から金曜日 9時から16時 土日祝日のぞく)

(注) ご家族等の支援者の方に対し、法律相談に無料で応じます。

[ページの上に戻る](#)

**【うつ病など、心の病に関する悩み、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもり・不登校など青少年の心の悩み】**

(注) 窓口により相談内容が若干異なります。

## 福岡県

### 福岡県精神保健福祉センター

[092-582-7500](tel:092-582-7500) (月曜日から金曜日 8時30分から17時15分)

### 各保健福祉(環境)事務所

筑紫 [092-513-5585](tel:092-513-5585)

粕屋 [092-939-1185](tel:092-939-1185)

糸島 [092-322-3326](tel:092-322-3326)

宗像・遠賀 [0940-36-2473](tel:0940-36-2473)

嘉穂・鞍手 [0948-21-4875](tel:0948-21-4875)

田川 [0947-42-9307](tel:0947-42-9307)

北筑後 [0946-22-3965](tel:0946-22-3965)

南筑後 [0944-72-2176](tel:0944-72-2176)

京築 [0930-23-2966](tel:0930-23-2966)

いずれも月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

### 福岡県若者自立相談窓口

[092-710-0544](tel:092-710-0544) (月曜日から土曜日 10時から19時)

## 福岡市

### 福岡市精神保健福祉センター



[092-737-8829](tel:092-737-8829)

「アルコール・薬物・ギャンブル等依存症」「ひきこもり」 火曜日、木曜日 10時から13時

「発達障がい」「性同一性障がい」 第1・3水曜日 10時から13時

### 各区保健福祉センター 精神保健福祉係

東区 [092-645-1079](tel:092-645-1079)

博多区 [092-419-1092](tel:092-419-1092)

中央区 [092-761-7339](tel:092-761-7339)

南区 [092-559-5118](tel:092-559-5118)

城南区 [092-831-4209](tel:092-831-4209)

早良区 [092-851-6015](tel:092-851-6015)

西区 [092-895-7074](tel:092-895-7074)

いずれも月曜日から金曜日 9時から17時

### 久留米市

久留米市保健所（保健予防課精神保健チーム） [0942-30-9728](tel:0942-30-9728)（月曜日から金曜日 8時30分から17時15分）

### 北九州市

#### 北九州市立精神保健福祉センター

[093-522-8729](tel:093-522-8729)

薬物・ギャンブル等依存症（月曜日から金曜日 8時30分から17時15分）

#### 各区高齢者・障がい者相談コーナー

門司区 [093-321-4800](tel:093-321-4800)

小倉北区 [093-582-3430](tel:093-582-3430)

小倉南区 [093-952-4800](tel:093-952-4800)

若松区 [093-751-4800](tel:093-751-4800)

八幡東区 [093-671-4800](tel:093-671-4800)

八幡西区 [093-645-4800](tel:093-645-4800)

戸畑区 [093-881-4800](tel:093-881-4800)

いずれも月曜日から金曜日 8時30分から17時、木曜日のみ19時まで

[ページの上に戻る](#)

【心のなやみ・心の健康】



## 心の電話

福岡 [092-821-8785](tel:092-821-8785)（火曜日・木曜日・金曜日 13時から17時、盆休み）

北九州 [093-653-4343](tel:093-653-4343)（24時間365日対応）

筑豊 [0948-29-2500](tel:0948-29-2500)（月曜日から金曜日 18時から21時、盆休み）

筑後 [0942-36-1313](tel:0942-36-1313)（月曜日・水曜日・金曜日 13時から16時、盆休み）

## 心の相談電話

月曜日から金曜日 13時から16時

※曜日によって番号が変わります。

月曜日 [090-1366-7498](tel:090-1366-7498)

火曜日 [080-2750-0646](tel:080-2750-0646)

水曜日（第4以外） [080-3986-1980](tel:080-3986-1980)

第4水曜日 [0940-33-2731](tel:0940-33-2731)

木曜日 [080-3986-1980](tel:080-3986-1980)

金曜日 [080-4279-2970](tel:080-4279-2970)

土日祝日（8時から16時） [080-1729-1955](tel:080-1729-1955)

## 心の健康相談電話

[092-582-7400](tel:092-582-7400)（月曜日から金曜日 9時から16時）

## チャイルドライン

[0120-99-7777](tel:0120-99-7777)（毎日（年末年始をのぞく） 16時から21時）

（注）18歳までの子供が困ったとき、誰かと話したいときの電話です。名前は言わなくてもいいです。

[ページの上に戻る](#)

## 【自死遺族】

### 福岡県精神保健福祉センター

[092-582-7500](tel:092-582-7500)（月曜日から金曜日 8時30分から17時15分）

### 福岡市精神保健福祉センター

「リメンバー福岡自死遺族の集い」の問い合わせ含む

[092-737-1275](tel:092-737-1275)（月曜日から金曜日 10時から16時）

### 北九州市立精神保健福祉センター





[093-522-8729](tel:093-522-8729)（月曜日から金曜日 8時30分から17時15分）

## 久留米市「わかち合いの会」

（問い合わせ先）久留米市保健所

[0942-30-9728](tel:0942-30-9728)（月曜日から金曜日 8時30分から17時15分）

## 自死遺族法律相談（福岡県弁護士会）

[092-738-0073](tel:092-738-0073)（第1水曜日 13時から16時）

[ページの上に戻る](#)

## 【犯罪・人権・性暴力】

### 心のリリーフ・ライン（犯罪被害者の心のケア）福岡県警

[092-632-7830](tel:092-632-7830)（月曜日から金曜日 9時から17時45分）

### 福岡犯罪被害者総合サポートセンター

[092-735-3156](tel:092-735-3156)

〔北九州窓口〕 [093-582-2796](tel:093-582-2796)

いずれも月曜日から金曜日 9時から16時

### 犯罪被害者ホットライン（福岡地方検察庁）

[092-734-9080](tel:092-734-9080)（Faxも可。番号同じ。月曜日から金曜日 9時から12時、13時から17時）

### 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル（法テラス（日本司法支援センター））

[0570-079714](tel:0570-079714)（月曜日から金曜日 9時から21時、土曜日 9時から17時）

### 福岡県警察安全相談コーナー

#9110〔[092-641-9110](tel:092-641-9110)〕（24時間対応）

### 福岡法務局

みんなの人権110番 [0570-003-110](tel:0570-003-110)

月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

（注）お近くの法務局につながります。

子どもの人権110番 [0120-007-110](tel:0120-007-110)

女性の人権ホットライン [0570-070-810](tel:0570-070-810)



## 性暴力被害者支援センター・ふくおか

[092-409-8100](tel:092-409-8100) (24時間365日対応)

[ページの上に戻る](#)

## 【多重債務】

### 福岡県消費生活センター

[092-632-0999](tel:092-632-0999) (月曜日から金曜日 9時から16時30分、日曜日 10時から16時)

### 北九州市立消費生活センター

[093-861-0999](tel:093-861-0999) (月曜日から土曜日 8時30分から16時45分、第3土曜日は13時まで)

### 福岡市消費生活センター

[092-781-0999](tel:092-781-0999) (月曜日から金曜日 9時から17時、第2・4土曜日 10時から16時)

(注) 土曜日は電話相談のみ

### 久留米市消費生活センター

[0942-30-7700](tel:0942-30-7700) (月曜日から金曜日、第2日曜日 8時30分から17時、月末日休み)

(注) 9時30分までは電話相談のみ

## 法テラス（日本司法支援センター）

法テラス・サポートダイヤル [0570-078374](tel:0570-078374) (月曜日から金曜日 9時から21時、土曜日 9時から17時)

### 情報提供（法制度や相談窓口等のご案内）

法テラス福岡 [050-3383-5501](tel:050-3383-5501) (月曜日から金曜日 9時から12時、13時から16時)

法テラス北九州 [050-3383-5506](tel:050-3383-5506) (月曜日から金曜日 9時から17時)

### 無料法律相談（要予約。刑事事件を除く）

法テラス福岡 [050-3383-5502](tel:050-3383-5502)

法テラス北九州 [050-3383-5506](tel:050-3383-5506)

いずれも月曜日から金曜日 9時から17時（事前予約受付時間）

(注) 収入・資産が一定基準以下の方が対象

## 福岡県弁護士会法律相談センター（多重債務相談無料）



天神弁護士センター、北九州法律相談センター、久留米法律相談センター、飯塚法律相談センター



など、17箇所の法律相談センターにて、多重債務相談を無料で受け付けております。

予約番号は→[0570-783-552](tel:0570-783-552)（ナヤミココニ）

### 福岡財務支局（多重債務相談窓口）

[092-411-7291](tel:092-411-7291)（月曜日から金曜日、9時から17時）

### 日本クレジットカウンセリング協会福岡相談室（相談・カウンセリング無料）

[0570-031640](tel:0570-031640)（月曜日から金曜日 10時から12時40分、14時から16時40分）

### グリーンコープ生活再生相談室（相談・貸付）

福岡 [092-482-7788](tel:092-482-7788)

北九州 [093-871-8824](tel:093-871-8824)

久留米 [0942-36-8877](tel:0942-36-8877)

筑豊 [0948-22-5611](tel:0948-22-5611)

いずれも月曜日から土曜日 9時30分から18時

（注）祝日も受け付けています。

### 福岡県司法書士会（ベッドサイド法律相談窓口）

[092-762-8288](tel:092-762-8288)（月曜日から金曜日 10時から16時）

[ページの上に戻る](#)

## 【労働上の問題（解雇、労働条件、いじめ、セクハラ等）】

### 福岡県労働者支援事務所

福岡 [092-735-6149](tel:092-735-6149)

北九州 [093-967-3945](tel:093-967-3945)

筑後 [0942-30-1034](tel:0942-30-1034)

筑豊 [0948-22-1149](tel:0948-22-1149)

いずれも月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

水曜日のみ20時まで（水曜日が祝日の場合、翌日）

### 福岡労働局総合労働相談コーナー

福岡労働局 [092-411-4764](tel:092-411-4764)

福岡中央 [092-761-5600](tel:092-761-5600)

福岡東 [092-661-3770](tel:092-661-3770)

北九州西 [093-285-3799](tel:093-285-3799)

北九州東 [093-561-0881](tel:093-561-0881)

門司 [093-381-5361](tel:093-381-5361)

行橋 [0930-23-0454](tel:0930-23-0454)

久留米 [0942-33-7251](tel:0942-33-7251)

大牟田 [0944-53-3987](tel:0944-53-3987)

八女 [0943-23-2121](tel:0943-23-2121)

飯塚 [0948-22-3200](tel:0948-22-3200)

直方 [0949-22-0544](tel:0949-22-0544)

田川 [0947-42-0380](tel:0947-42-0380)

いずれも月曜日から金曜日 9時から16時45分（一部時間が異なるコーナーがありますので、詳細は各コーナーへお問い合わせください。）

[ページの上に戻る](#)

## 【就労の悩み相談（49歳までの方が対象）】

### 若者サポートステーション

予約受付：月曜日から金曜日 10時から17時

（注）予約に基づく個別相談は土曜日も実施

福岡 [092-739-3405](tel:092-739-3405)

北九州 [093-512-1871](tel:093-512-1871)

筑後 [0942-30-0087](tel:0942-30-0087)

筑豊 [0948-26-3031](tel:0948-26-3031)

[ページの上に戻る](#)

## 【DV（配偶者・恋人からの暴力）】

### 福岡県あすばる相談ホットライン

[092-584-1266](tel:092-584-1266)（毎日9時から17時、金曜日（祝日のぞく）のみ18時から20時30分も可、8月13日から15日をのぞく）

（注）祝日も受け付けています。

### 福岡県配偶者暴力相談支援センター

筑紫 [092-584-0052](tel:092-584-0052)

粕屋 [092-939-0511](tel:092-939-0511)



糸島 [092-323-0061](tel:092-323-0061)

宗像・遠賀 [093-201-2820](tel:093-201-2820)

[0940-37-2880](tel:0940-37-2880)

嘉穂・鞍手 [0949-22-4070](tel:0949-22-4070)

[0948-29-0071](tel:0948-29-0071)

田川 [0947-42-4850](tel:0947-42-4850)

北筑後 [0942-34-8111](tel:0942-34-8111)

[0946-24-5780](tel:0946-24-5780)

南筑後 [0943-23-7520](tel:0943-23-7520)

[0944-73-3200](tel:0944-73-3200)

京築 [0930-23-2460](tel:0930-23-2460)

いずれも月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

### 配偶者からの暴力相談電話（夜間・休日）

[092-663-8724](tel:092-663-8724)（月曜日から金曜日 17時から24時、土曜日・日曜日・祝日 9時から24時）

### 男性DV被害者のための相談ホットライン

[092-571-1462](tel:092-571-1462)（水曜日・木曜日 17時から20時、金曜日 12時から16時）

### LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

[080-2701-5461](tel:080-2701-5461)（第2火曜日 12時から16時、第4火曜日 17時から20時）

## 北九州市配偶者暴力相談支援センター

[093-591-1126](tel:093-591-1126)（火曜日から金曜日 9時30分から20時、土曜日・日曜日 9時30分から17時）

## 福岡市配偶者暴力相談支援センター

[092-711-7030](tel:092-711-7030)（月曜日・水曜日・木曜日・金曜日 10時から17時、火曜日 10時から20時）

[ページの上に戻る](#)

**新しい世代の自衛の状況、知っていますか？**

- 15～19歳の若年世代の防犯教育が本格化しています。
- 15～19歳の若年世代の防犯教育が本格化しているのは、先述のとおり日本のみです。
- 15～19歳の若年世代は、他の世代に比べて高い犯罪率です。
- 警察や学校、家庭など、周囲の人がこのサインに気づき、気づかせることが重要です。

**知っていただきたいこのサイン**

- 自分から離れていなくなる
- うつむき姿（見当が外れる）、手足が震えたり、発音してもしゃべれない、声の枯れや声のこもる
- 自衛を教える機会が減っている

**このサインに気づいたら**

- 勇気を出して、声をかけてください。
- 気持ちを尊重して、耳を傾けてください。
- 悩みを聞いてくれたら、早めに専門機関や相談窓口へ相談することをお勧めします。

**お助けごころにある情報を、知っていますか？**

- 自衛防衛のスキルを身につけてください。
- 防犯に詳しい相談員、防犯や防犯訓練を申し受けて、「防犯士」という資格を得る、警察官に防犯に関する指導を受けることができます。
- 防犯相談員がいない場合は、お役所で受け付けています。相談窓口へ相談してください。

**9/10+16は自衛予防週間です。3月は自衛対策強化月間です。**

福岡市、16歳未満の若年世代が防犯教育の機会に恵まれるための取り組みです。

- 福岡市防犯教育推進センターが中心となり、16歳未満の若年世代が防犯教育の機会に恵まれるための取り組みです。
- お役所で受け付けています。相談窓口へ相談してください。





## 【講演会・研修会等イベント情報】

### ○「こころの健康相談会」

新型コロナウイルス感染症の拡大に関連する解雇や雇止めは全国的に増加が続いており、このことが自殺者数の増加の1つの要因となっていると考えられます。

このため県では、令和3年4月から、相談者（失業者や生活困窮者など）が利便性の高い場所で相談できるよう、社旗福祉協議会や市町村庁舎に精神保健福祉士を派遣し、無料で県民の相談を受ける「こころの健康相談会」を開催します。

#### 1 日時・会場

開催日	時間	会場
4月14日（水曜日）	14時00分～16時00分	志免町民ふれあいセンター2階 相談室
4月21日（水曜日）	14時00分～16時00分	桂川町総合福祉センターひまわりの里 研修室
4月28日（水曜日）	15時00分～17時00分	広川町保健・福祉センターはなやぎの里2階 相談室
5月6日（木曜日）	14時00分～16時00分	行橋市役所 5階会議室
5月12日（水曜日）	14時00分～16時00分	筑前町コスモスプラザ 会議室A
5月19日（水曜日）	10時00分～12時00分	福智町コスモス保健センター 第3会議室
5月26日（水曜日）	14時00分～16時00分	久留米市城島げんきかん（城島保健福祉センター）
6月9日（水曜日）	14時00分～16時00分	苅田町三原文化会館 1階中会議室
6月16日（水曜日）	14時00分～16時00分	篠栗町総合保健福祉センターオアシス篠栗 1階視聴覚室
6月23日（水曜日）	14時00分～16時00分	宮若市役所 1階相談室1
6月30日（水曜日）	14時00分～16時00分	大木町子育て交流センター 2階交流室
7月7日（水曜日）	10時00分～12時00分	芦屋町役場 4階42会議室
7月14日（水曜日）	14時00分～16時00分	春日市役所 市民健康相談室
7月21日（水曜日）	14時00分～16時00分	小竹町役場 101会議室・102会議室
7月28日（水曜日）	14時00分～16時00分	小郡市役所 北別館2階第2研修室





開催日	時間	会場
8月4日(水曜日)	14時00分～16時00分	豊前市総合福祉センター 研修室1
8月11日(水曜日)	14時00分～16時00分	ふくとびあ(福津市健康福祉総合センター) 1階すくすくルーム
8月18日(水曜日)	15時00分～17時00分	大任町役場 多目的ホール
8月25日(水曜日)	14時00分～16時00分	糸島市役所新館4階 3号会議室
9月1日(水曜日)	14時00分～16時00分	吉富あいあいセンター(吉富町保健センター) 多目的室
9月8日(水曜日)	13時00分～15時00分	那珂川市勤労青少年ホーム 2階第3会議室

※以降の開催については検討中。

## 2 予約

事前に予約することも可能です(先着順)。電話で氏名、希望時間帯、相談の概要をお知らせください(相談時間は概ね30分程度)。

予約受付電話番号：[092-582-7500](tel:092-582-7500) (県精神保健福祉センター)

[ページの上に戻る](#)

## 【新型コロナウイルス感染症】

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについて、SNSで相談を受け付けています。

○チャット形式での相談

[新型コロナウイルス感染症関連SNS心の相談\(新しいウィンドウで開きます\)](#)

受付時間：月・火・木・金・日 17時～22時、水 11時～16時

運営：特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク

○LINE、Twitter、Facebookでの相談

[こころのほっとチャット【新型コロナ関連】\(新しいウィンドウで開きます\)](#)

受付時間：12時～15時

※心の相談については福岡県が設置している「心の健康相談電話」などでも受け付けております。



なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい方は福岡県等が設置している電話相談窓口、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は受診・相談センターにご相談ください（下記リンク先参照）。

[新型コロナウイルス感染症について（県民のみなさま、医療機関・事業者の方への注意喚起）](#)

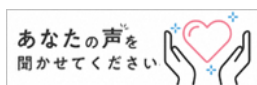
[ページの上部に戻る](#)

## 【その他のリンク】

[相談窓口一覧（福岡県ホームページ）](#)

[SNS相談を行う団体（厚生労働省ホームページ）（新しいウィンドウで開きます）](#)

[支援情報検索サイト（厚生労働省自殺対策推進室）（新しいウィンドウで開きます）](#)



相談窓口、ゲートキーパー、自殺対策の取り組みなどの情報をわかりやすくまとめたサイトです。



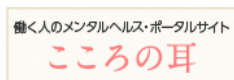
こころの不調・病気に関する情報をまとめた総合情報サイトです。病気や症状の説明や、医療機関、相談窓口、各種支援サービスについての紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすく提供しています。



若者を支えるメンタルヘルス情報サイトです。ゆううつな気分、やる気がなくなる、不安な思いなど、こころのSOSサインに気づいたときにどうすればいいのか、など役立つ情報を分かりやすく紹介しています。



子どものこころの健康や病気について、保護者や学校関係者を対象にした情報を提供しています。



専門の相談機関や医療機関のご案内、悩みを乗り越えた方の体験談、心の病や過労死に関する基礎知識、心の健康度や過労の蓄積度を診断するセルフチェックリストなどがあります。

## いま、ひとりぼっちのあなたへ

[「あかり-donationmusic ver.-」（ワカバ）（新しいウィンドウで開きます）](#)

（2011年の内閣府「いのち支える(自殺対策) プロジェクト」キャンペーンソング）

[ページの上に戻る](#)

#### このページに関するお問い合わせ先

##### 健康増進課

こころの健康づくり推進室

Tel : 092-643-3265

Fax : 092-643-3271

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

#### 皆様のご意見をお聞かせください。

お求めの情報が分かりやすく十分に掲載されていませんか？

1 : 分かりやすく十分だった  2 : 足りた  3 : 足りなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

1 : 見つけやすかった  2 : ふつう  3 : 見つけにくかった

このページについてご要望がありましたら、下の投稿欄に入力してください。

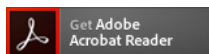
※個人情報を含む内容は記入しないでください。

※お答えが必要なお問い合わせは、上の「このページに関するお問い合わせ先」からお問い合わせください。

※いただいたご意見は、より分かりやすく役に立つホームページとするために参考にさせていただきますのでご協力をお願いします。

※ホームページ全体に関するお問い合わせは、[ホームページ管理者](#)まで、お問い合わせください。

[投稿内容の確認画面へ](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

## 福岡県庁のご案内

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 代表電話：092-651-1111

[📍 アクセス](#) [📞 総合相談窓口](#) [📠 部署別電話番号](#) [✉️ ホームページに関するお問い合わせ](#)

事業者  
の皆さんへ

〈対象〉

福岡県内全ての  
企業・事業所

# 介護応援宣言

## 企業・事業所募集

※県の入札参加資格の  
加点があります！  
(2019年4月～)

### 「介護応援宣言企業」登録制度とは？

福岡県は、従業員が仕事と介護の両立を図りながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指しています。

この制度は、企業・事業所のトップが、従業員の仕事と介護の両立を支援する取組を自ら宣言し、それを県が登録するものです。



#### 取組の柱

次の4つの観点に  
即して具体的な  
取組を宣言

- 1 従業員の介護の実態や支援ニーズの把握
- 2 介護について相談しやすい職場風土づくり
- 3 介護休業・介護休暇が取得しやすい環境の整備
- 4 介護期間中の柔軟な働き方への配慮

### 介護応援宣言のメリット

#### 企業のイメージアップ・ 人材募集に差がつきます！

県はホームページ等で介護  
応援宣言企業を積極的にP  
Rします。仕事と介護の両立  
ができる会社として、求人  
の際に優秀な人材が集まりや  
すくなり、定着が進みます。



#### 登録マークの活用

福岡県介護応援宣言登  
録マークを自社の広告  
や名刺、ホームページの  
他、求人広告などにも使  
用できます。



福岡県  
介護応援宣言  
登録マーク

#### 従業員のモチベーションアップ

仕事と介護の両立支援  
に積極的な姿勢を示す  
ことで、従業員の職場へ  
の信頼度が増して、仕事  
に対するモチベーション  
が向上します。



#### 業務効率の向上

仕事と介護の両立がで  
きる職場環境づくりの  
ために、業務の進め方  
を見直すことで、業務効率  
の向上につながります。



<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

福岡県 介護応援宣言

検索

※登録方法については裏面をご覧ください

 福岡県



# 介護応援宣言 登録の流れ

## ①新規登録申請をする

### インターネットの場合

「福岡県介護応援宣言ホームページ」にアクセスし、「新規登録申請する」をクリック後、申請フォームに必要事項を入力して送信してください。

※「福岡県介護応援宣言ホームページ」は  
<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>からアクセスできます。

### 郵送の場合

「介護応援宣言届出書」(様式1号)、「介護休業等制度及び制度活用状況書」(様式2号)に記入後、県(下記の提出先)へ郵送してください。届出書は左記ホームページからダウンロード、または県に請求してください。

## ②登録完了!

申請内容を確認後、「介護応援宣言企業」として登録し、登録証及び登録マークを交付します。県は介護応援宣言ホームページで、登録した企業・事業所を広く紹介します。

登録有効期間:登録日から3年間

※インターネット、郵送にて更新手続きが可能です。

お問い合わせ  
届出書提出先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 雇用均等・両立係  
TEL:092-643-3586 FAX:092-643-3619 E-mail:info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp

## よくあるご質問と回答

Q どのようなことを宣言すればよいのですか?

A 御社の現状を少しでも前進させる具体的な取組を2つ以上宣言してください。制度の整備に限らず、両立しやすい職場風土づくりなど、両立支援につながる取組を、様々な角度から検討していただき、宣言してください。

Q 福岡県には支店しかないのですが、対象になりますか?

A 対象になります。福岡県内の支店での取組を支店の代表者に宣言していただくこととなります。

Q 介護に直面している従業員がいないのですが?

A 将来、対象者が見込まれる場合を想定した取組を宣言していただいても構いません。

Q 登録には費用がかかるのですか?

A 新規登録やその後の更新手続きにも費用は一切かかりません。

## 「若者が結婚・子育てに希望が持てる社会づくり」に向けた福岡県の取組

### 「子育て応援宣言」 登録企業・事業所募集中!

#### 子育て応援宣言とは?

福岡県では、結婚や出産をしても働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業登録制度」を実施しています。

#### 登録のメリット

- 企業のイメージアップ、人材募集に差が広がります!
- 子育て応援宣言企業合同会社説明会に無料で参加できます!
- 登録マークを自社の広告、名刺などの他、求人広告などにも利用できます!
- 県の入札参加資格審査(建設・物品サービス)において評価点を加算します!
- 宣言企業間での優遇サービスがあります!

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 雇用均等・両立係  
TEL:092-643-3586 FAX:092-643-3619

詳しくは  
ホームページを検索!

福岡県 子育て応援宣言 [検索](#)

### 出会い応援団体 (結婚応援宣言企業)募集中!

#### 結婚応援宣言とは?

福岡県では、少子化対策の取組として、企業や団体の皆様を「出会い応援団体」として登録し、官民一体となって結婚を希望する方に、出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりを行う「出会い・結婚応援事業」を実施しています。

#### 出会い応援団体に行ってください

下記1の結婚応援宣言は、必ず実施していただきます。下記2~4については、いずれか、または全てを実施するパターンがあります。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 | 結婚応援宣言<br>結婚応援に関する自主宣言の実施 |
| 2 | 社内・団体内での独身者に対する事業の周知・情報提供 |
| 3 | 出会いイベントの企画・実施             |
| 4 | 出会い応援団体間での出会いイベントの企画・実施   |

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部子育て支援課  
TEL:092-643-3311 FAX:092-643-3260

詳しくは  
ホームページを検索!

福岡県 出会い・結婚応援事業 [検索](#)

事業者  
の皆さんへ

<対象>  
福岡県内全ての  
企業・事業所

# 子育て応援宣言 企業・事業所募集



## 「子育て応援宣言企業」登録制度とは？

福岡県は、従業員が出産・子育て期を通じ十分な子育てをしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指しています。この制度は、企業・事業所のトップに、従業員の仕事と子育ての両立を支援するために具体的に取り組む内容を自ら宣言していただくものです。県は、宣言企業に登録証と登録マークを交付するとともに、県民の皆さんに広く紹介していきます。

### 取組の柱

右記の5つの  
観点に即して  
具体的な  
取組を宣言

- 1 育児休業が取得しやすい環境をつくる
- 2 育児休業期間中に職場とのコミュニケーションがとれる仕組みをつくる
- 3 職場復帰に向けたサポートをしっかりと行う
- 4 子育て中は勤務時間を短縮するなど、従業員のニーズに配慮する
- 5 男性の育児参加を促進するための具体的な取組を実施する



このマークが  
登録の目印です

登録マークは自社ホームページや広告、名刺などにご活用いただけます。

## 「子育て応援宣言」登録企業になると…

### 企業のイメージアップ・人材募集に差がつかます！

- ・県のホームページに企業の紹介ページを作成し、PRします
- ・登録マークを、求人広告や自社の広告や名刺、ホームページなどに使用できます

### 県の入札参加資格の加点があります！

- ・県の入札参加資格審査において、地域貢献活動評価として評価点が加算されます（※県内の市・町でも同様の制度を実施しているところがあります）

### 従業員のモチベーションアップ

- ・仕事と子育ての両立支援に積極的な姿勢を示すことで、従業員の職場への信頼度が増して、仕事に対するモチベーションが向上します

### 業務効率の向上

- ・仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのために、業務の進め方を見直すことで、業務効率の向上につながります

<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

福岡県子育て応援宣言

検索

\*登録方法については裏面をご覧ください。

福岡県

# 登録の流れ

## 新規登録はこちらから

**インターネットで** 専用サイトからお申込みが可能です

<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

「新規登録申請をする」をクリック後、申請フォームに必要な事項を入力してご送信ください。

**郵送で**

「子育て応援宣言届出書」(様式1-1号)、「育児休業等制度及び制度活用状況書」(様式2-1号)に記入後、下記へお送りください。届出書はこのチラシの下段に記入し、FAXで請求または上記ホームページからダウンロードしてください。

## 登録完了！

申請内容を確認後「子育て応援宣言企業」として登録し、登録証及び登録マークを交付します。県は子育て応援宣言ホームページで登録した企業・事業所を広く紹介します。



**このマークが登録の目印です**

登録マークは自社ホームページや広告、名刺などにご活用いただけます。

**登録有効期間／登録日から3年間**

\*ホームページから更新手続きが可能です。

## Q & A

### Q どのようなことを宣言すればよいのですか？

**A** 法定義務を越える具体的な取組を2つ以上宣言してください。制度の整備に限らず、両立しやすい職場の雰囲気づくりや相談窓口の設置といった子育て応援につながる取組を、様々な角度から検討いただき、宣言してください。

### Q 育児休業の取得対象者がいないのですが？

**A** 育児休業以外にも、「子育てに配慮した勤務時間」や「ノー残業デー」の設定など、子育て中の従業員に対して支援できることをご検討ください。また、将来、対象者が見込まれる場合を想定した取組でも構いません。

### Q 従業員が男性ばかり5人ですが対象になりますか？

**A** 「仕事と子育ての両立支援」は、性別に関係なく従業員にとって必要な取組です。男性の育児休業取得や育児参加促進のほか、残業時間の縮減や定時退社といった子育てに取り組みやすい職場づくりなども考えられます。

### Q 福岡県には支店しかないのですが、対象になりますか？

**A** 対象になります。福岡県内の支店で実施可能な取組を支店の代表者に宣言いただくこととなります。

### <宣言内容の例>

- 社内報への掲載、管理職員研修の実施により、育児休業制度の周知、取得の促進に努めます。
- 社内報の送付や定期的な情報交換を行い休業中の不安をやわらげるようコミュニケーションを図ります。
- 保育所送迎、通院等家族のための半日単位、時間単位の休暇を認めます。
- 配偶者が出産した場合の男性の休暇取得を促進します。
- 中学校就学前の子(孫)を持つ社員に子(孫)の看護休暇を認めます。 等

**お問い合わせ  
宣言書提出先**

**福岡県福祉労働部労働局 新雇用開発課 雇用均等・両立係**

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL: 092-643-3586 FAX: 092-643-3619 E-mail: info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp

**登録をご検討の方へ** 次の欄にご記入いただき、そのままFAXしてください。

希望されるものに○をつけてください。

1 届出書の送付

2 電話による説明

3. 貴社訪問による説明

貴社(部署)名			
役職名		お名前	
ご連絡先	住所 〒 TEL	FAX	

**FAX:092-643-3619 (福岡県新雇用開発課 雇用均等・両立係 宛)**



ご記入の上、メールまたはFAXにてご返信ください。

**FAX:092-751-1069**

メールアドレス [fukuoka.mp@manpowergroup.jp](mailto:fukuoka.mp@manpowergroup.jp)

「子育て女性就職支援センター事業」  
受託会社 マンパワーグループ株式会社行

## お問い合わせフォーム

記入日: 年 月 日

事業所概要			
事業所名			
事業内容			
住 所	〒		
電話番号		FAX	
担当者名	部署	氏名	様
求人募集	<input type="checkbox"/> 求人あり <input type="checkbox"/> 現時点では求人募集の予定はないが、事業に興味あり		
その他	<p>「福岡県 子育て女性就職支援センター」では、 就職を考える女性との接点づくりを目的としたイベント(合同会社説明会等)に 参加いただける企業を求めています。</p> <input type="checkbox"/> ぜひ参加したい <input type="checkbox"/> 興味がある <input type="checkbox"/> その他( )		

求人概要			
※求人ありにチェックされた方はご記入ください			
求人職種			
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> その他(パート等)	採用予定人数	名
仕事内容			

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。 **TEL:092-741-9531**  
【受託会社】マンパワーグループ株式会社 受付時間/月～金曜日(9:00～17:30)

## 福岡県 子育て女性就職支援センター

求職者の中から貴社のニーズに合う方をご紹介します

# “子育て女性”の能力を 活かしてみませんか?



県内4か所の子育て女性就職支援センター

福岡

北九州

筑後

筑豊

福岡県の  
無料職業  
紹介事業





# 福岡県は企業(事業所)と 子育て女性の就職マッチングを行っています。

「子育て女性就職支援センター」は福岡県の無料職業紹介事業です

福岡県では県内4か所(福岡・北九州・筑後・筑豊)に「子育て女性就職支援センター」を設置して、子育て中の女性の就職を支援しています。センターに登録している方の中から、貴社のニーズに合う人材を担当コーディネーターが紹介します。



求人

意欲ある人材をお探しの企業

子育て女性就職支援センター

求職者の紹介・マッチング

- ・貴社のニーズに合う方を紹介します。
- ・採用後1か月後まで、就業に関して不安や問題があればフォローを行います。



求人～採用までの流れ



裏面のお問合わせフォームに必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてお送りください。「こんな方を採用したい」という具体的なご要望があれば書類を追加添付していただいても結構です。

受信後、担当コーディネーターより内容確認のお電話をします。「働きたいママ応援サイト」のホームページにアクセスしていただき、企業情報をご登録いただけます。その後、求人情報も登録をお願いいたします。

貴社の求人情報をホームページやメールで登録者に発信します。また、ニーズに合う求職者への声かけも行います。

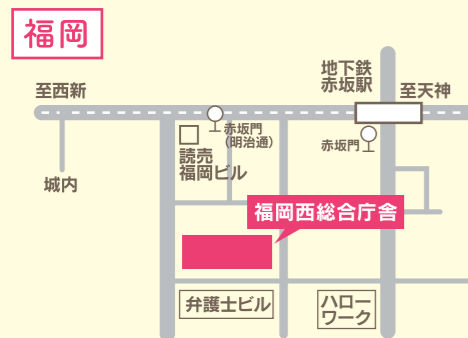
貴社採用担当者様に求職者の経験等をお伝えします。面接に進む際には、担当コーディネーターが面接日時を調整します。

貴社のニーズに合うマッチングになるよう、必要に応じて担当コーディネーターが面接に同行します。

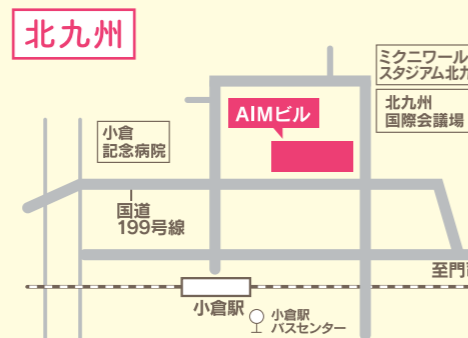
採否結果を担当コーディネーターにお知らせください。採用に至らなかった場合は、引き続きご紹介させていただきます。

紹介者の採用(入社)から1か月後まで、貴社への訪問やお電話等により状況を確認いたします。ご紹介などがありましたら、その際にお伝えください。貴社と紹介者のよりよい関係の構築に尽力します。

福岡県 子育て女性就職支援センター ※来所の際は、事前にご連絡ください。



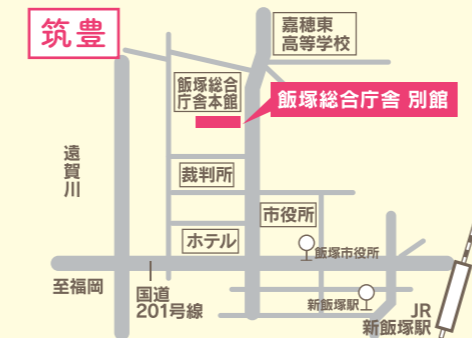
福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階  
福岡労働者支援事務所内



北九州市小倉北区浅野3-8-1  
AIMビル2階 ウーマンワークカフェ北九州内



久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階  
筑後労働者支援事務所内



飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階  
筑豊労働者支援事務所内

福岡県 子育て女性就職支援センターをご利用いただくメリット

メリット  
1

貴社のニーズに  
合う人材の確保

センターには働く意欲のある子育て女性が多く登録されています。

メリット  
2

効率的な  
採用選考が可能!

センターのご利用は無料です。また、「こんな方を採用したい!」とお伝えいただければ、貴社のニーズに合う方の紹介から面接日時の設定まで行いますので、選考に費やす費用や時間を軽減できます。

メリット  
3

入社から1か月後  
までフォロー

入社から1か月後まで、就業に関して不安や問題があれば、担当のコーディネーターが、状況に応じたフォローを行います。

メリット  
4

助成金を活用

当事業を通じて特定求職者(母子家庭の母等)を雇い入れた事業主は、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象となることがあります。(条件あり)

採用担当者の声



子育て女性を採用して  
良かった点

- ・就業時間が限られているために、時間を一杯使って頑張ってくれている
- ・緊急度、重要度を判断し、効率的に進めるための優先順位をしっかりと考え仕事に取り組んでくれる
- ・とても前向きに頑張ってくれる人が多い

子育て女性を採用する際の人選ポイント

- ・とにかく意欲、やる気を重視して採用
- ・周りへの気配りができ社員の方とのコミュニケーションを図れる人

「子育て応援宣言企業」  
登録制度を知っていますか?

登録企業数  
7,500社突破!



企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両方を支える具体的な取り組みを自ら宣言し、それを県に登録する制度です。登録企業・事業所には、登録証と登録マークを交付し、さまざまな情報を提供するとともに、県ホームページなどで幅広く紹介します。

事業の概要はホームページでも公開しています。(URL) <http://www.hataraku-mama.jp/>

求人に関するお問合せ

「福岡県 子育て女性就職支援センター」

【職業紹介 受託会社】  
マンパワーグループ 株式会社

TEL:092-741-9531

受付時間/月~金曜日(9:00~17:30)

【事業主体】福岡県 新雇用開発課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL:092-643-3586

お気軽に  
ご相談  
ください!



# イエカッ

## 福岡県空き家活用サポートセンター

あなたが所有する「空き家」の活用や処分、  
将来空き家にしないための相続対策などをお手伝いします

メリット

1

福岡県が設置  
しているから  
安心

メリット

3

相談料は  
ゼロ円

実費が必要な場合は  
負担をお願いしています

メリット

5

売却等の  
価格やコストを無料で  
シミュレーション

条件設定による  
簡易的なシミュレーションです

メリット

2

ワンストップ  
で対応

相談から、  
あなたに合った専門事業者の  
マッチングまで

メリット

4

安心して依頼できる  
業界団体との  
連携・紹介

メリット

6

あなたの  
お住まいの近くで  
出張相談会

下記にてご確認ください

相談  
無料

TEL **092-726-6210**

相談窓口 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡3階  
(一財) 福岡県建築住宅センター内

相談日時 月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

**イエカッ**

ホームページにアクセス！

- 相談フォーム
- 空き家等の活用を希望する方・事業者の登録

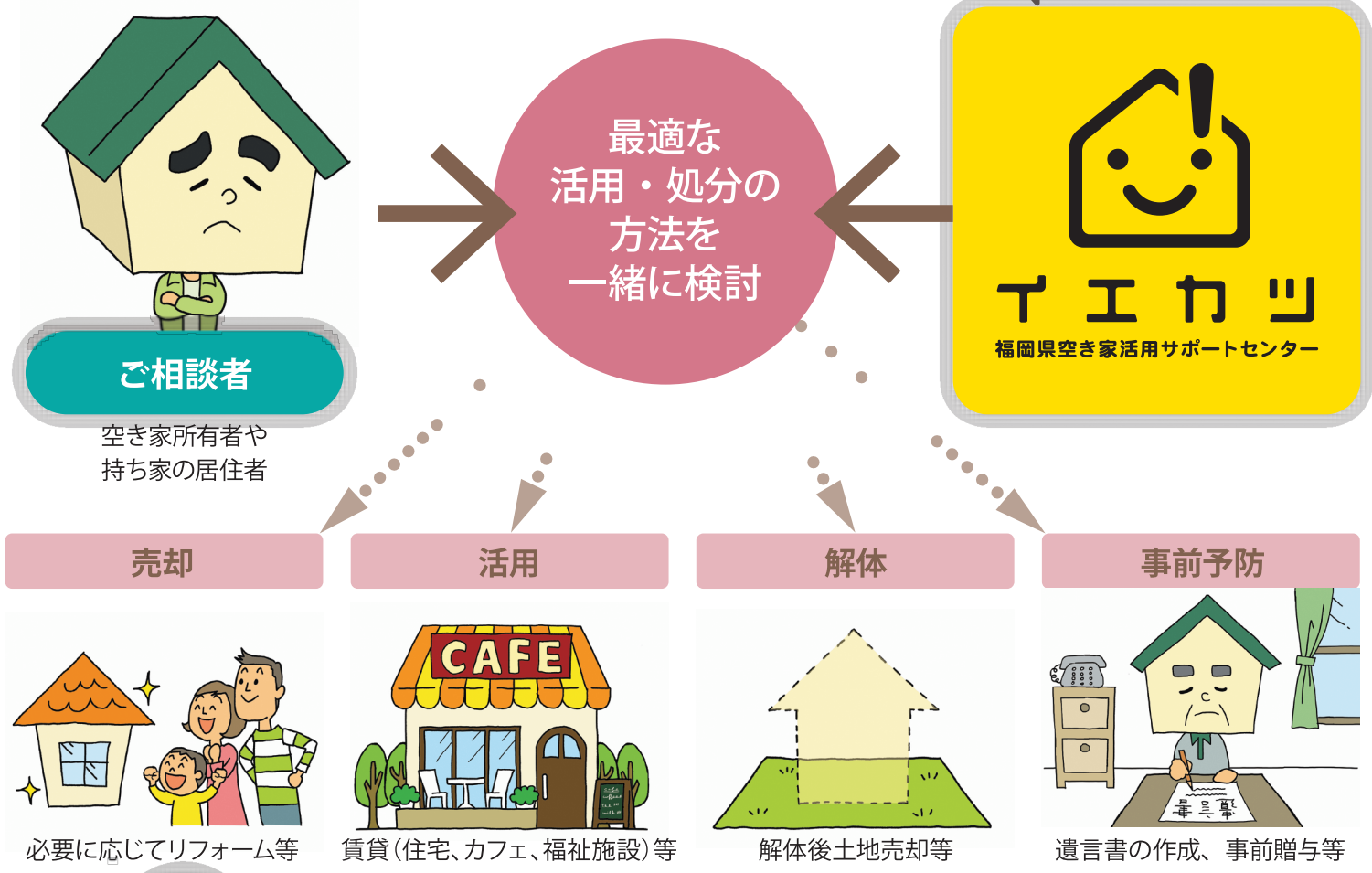
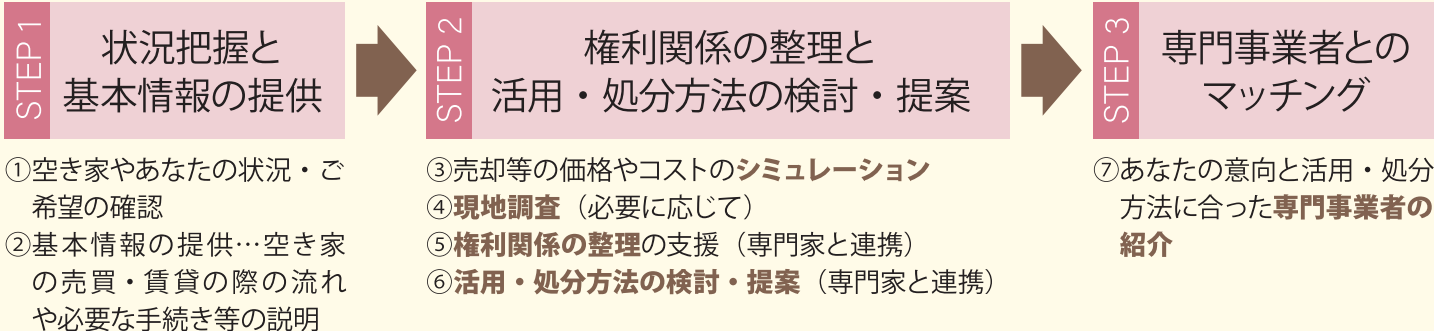


「イエカッ」のロゴマークについて：空き家活用や処分などの解決策の提案に「なるほど！」とピンときた時の「発見・驚き・喜び・納得」の表情を、エクスクラメーションマーク（!）の笑顔で表現したものです。

福岡県は、中古住宅の安心取引を応援します

「福岡県空き家活用サポートセンター」は、空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすれば良いか、丁寧に相談に応じる公的機関です。売買・賃貸や相続のことなど様々な相談への対応をはじめとし、空き家の最適な活用・処分方法の検討・提案から、ご相談者様のご意向に合った安心して依頼できる専門事業者のご紹介まで行います。

福岡県空き家活用サポートセンター **イエカッ** の 主な支援内容 と 相談の流れ



**相談無料**

あなたに合った相談方法を選択できます  
いずれの方法でも相談は無料です (実費が必要な場合は負担をお願いしています)

**相談窓口での対面相談**

窓口住所；福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡3階 (一財) 福岡県建築住宅センター内  
相談日時；月～金曜日 (祝日除く) 9:00～17:00  
電話番号； **092-726-6210**

**Web 電話による相談**

- Web 電話を使用した相談にも対応いたします。
- 表面右下にある QRcode よりアクセスしてください。

**出張相談会**

- 県内の市町村と連携して出張相談会を開催いたします。
- 詳細は左記の相談窓口にお問い合わせいただくか、表面右下にある QRcode よりアクセスして確認してください。





働いて、  
立ち直る。

働く場所があること。仕事を任せてもらえること。  
更生を目指す人にとって、それは大きなチカラになります。  
彼らが立ち直るために、あなたの協力が必要です。

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける  
協力雇用主を募集しています。

再犯防止 就労支援

🔍 検索

お問い合わせは、最寄りの保護観察所へ(法務省ホームページでも詳しく説明しています)

法務省 厚生労働省



# 協力雇用主とは…?

犯罪や非行をした人(刑務所出所者等)の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

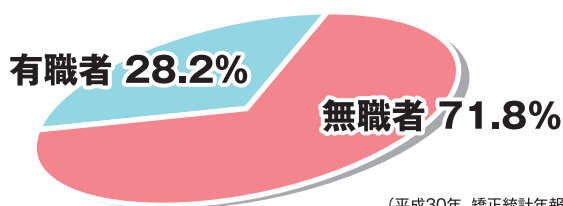
## 再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。

これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした



(平成30年、矯正統計年報による。)

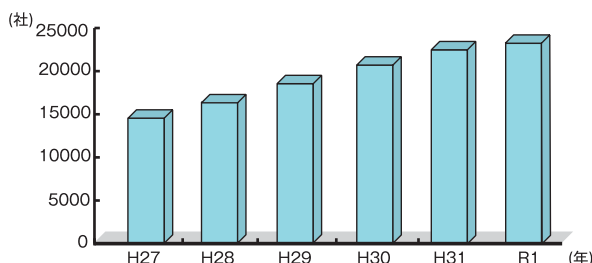
## 協力雇用主の現状

現在、全国に約23,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に犯罪や非行をした人を雇用して下さっている事業主は、そのうち約1,500にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

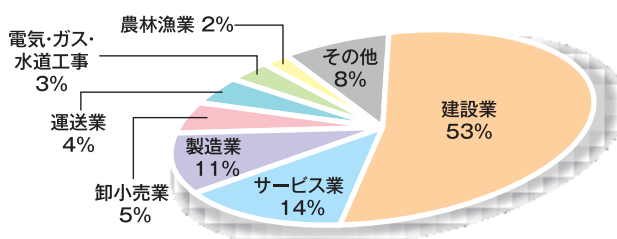
犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと思います。

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています!



(平成27年~31年は4月1日現在、令和元年は10月1日現在、法務省保護局資料による。)

▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いします!



(平成31年4月1日現在、法務省保護局資料による。)

**地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!  
是非、協力雇用主としてご登録ください!**



協力雇用主の意義は分かったけど、  
実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…



そんな協力雇用主の方々の不安を軽減する  
ために、国の支援制度があります！

**刑務所出所者等就労奨励金制度** (実際に雇用して下さった協力雇用主に  
最長1年間奨励金を支給します。)

### 就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

**最大48万円**

### 就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

**最大24万円**

### 身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

**最大200万円**

### トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

**最大12万円**

### 職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

**最大2万4,000円**

### 事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

## 公共調達における雇用実績の評価

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。詳細は法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00045.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00045.html)

**実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。**

## 協力雇用主としてのやりがい

(有)野口石油 代表取締役社長  
野口 義弘 さん



野口石油は、一人ひとりの頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それらをお互いに認め引き出す職場にしています。

それは保護観察少年を雇ってからです。保護司である妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていましたが、本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じ合うことの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。

この体験から私は、福岡県連合雇用主会長(就労支援事業者機構理事)に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の啓発にも努めています。

# 協力雇用主

という社会貢献、やってみませんか。

登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

庁名	郵便番号	住所	電話番号
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9225
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-0431
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目	0166-51-9376
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3903
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17	024-534-2246
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1	029-221-3942
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-8287
千葉保護観察所	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1-11-3	043-204-7791
東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
立川支部	190-0014	東京都立川市緑町6-3	042-521-4231
横浜保護観察所	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-201-3006
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1531
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7144
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16	076-421-5620
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2949
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-6671
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6240
堺支部	590-0078	大阪府堺市南瓦町2-29	072-221-0037
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1	078-351-4004
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-4869
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3	073-436-2501
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857-22-3518
松江保護観察所	690-0841	鳥根県松江市向島町134-10	0852-21-3767
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-234-5801
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4495
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町6-16	083-922-1337
徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6	088-622-4359
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-9983
高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-873-5118
福岡保護観察所	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3	092-761-6736
北九州支部	803-0813	福岡県北九州市小倉北区内5-1	093-561-6340
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市内2-10-20	0952-24-4291
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53	096-366-8080
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5	097-532-2053
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1	0985-24-4345
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10	099-226-1556
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2945

協力雇用主として、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援に

**ご理解とご協力を!**

## 出会い応援団体登録申込書

令和 年 月 日

福岡県出会い・結婚応援事務局 殿

ふりがな	
団体名	
代表者職名	
代表者氏名	
生年月日	S・H 年 月 日

「出会い・結婚応援事業」の趣旨に賛同して、下記のとおり「出会い応援団体」への登録を申込みます。なお、登録の上は、「福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱」を遵守します。

### 記

●団体の概要（※該当する□をチェック及び必要事項を記入してください）

確認事項	<input type="checkbox"/> 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業としていません。 <input type="checkbox"/> 宗教法人（団体）及び政治団体ではありません。		
業種			
所在地	〒		
TEL		FAX	
担当者部署		担当者氏名	
メールアドレス			
ホームページURL			
従業員数又は会員数 （独身者数は任意）	全体： 人（男性： 人、女性： 人） （任意）うち独身者数（男性： 人程度、女性： 人程度） ※企業・団体間（出会い応援団体同士）での出会いイベントの関係で お声がけさせていただいております。		

●結婚応援に関する自主宣言の内容（※該当する□をチェックしてください）

※団体情報（団体名、所在地、連絡先）、宣言（取組）内容については、事務局が運営するホームページに登録し、情報発信を行います。

- 独身者に対して、出会い・結婚応援事業の周知、情報提供を行います。
- 独身者に対して、メールマガジン「あかい糸めーる」の登録を呼びかけます。
- 地域の独身者を対象とした出会いイベントを年（ ）回開催します。
- 出会いイベントへの参加費を補助します。
- 職員に対する結婚祝い金制度を創設します。
- 職員に対する結婚休暇制度を創設します。
- 結婚後・出産後も働きやすい職場環境づくりに努めます。
- その他（ ）

●出会い応援団体の活動内容（※該当する□をチェックしてください）

- 「出会いイベント」等の周知・情報提供
- 出会いの場となるパーティー、旅行、マナーアップ講座等のイベントの企画・実施
- 企業・団体間での出会いイベントの実施  
※イベント企画・提案からコーディネート、チラシ作成、当日運営を県が全てサポート。  
企業・団体様は、対象となる方への参加案内（チラシの掲示等）をお願いします。



# 出会い応援団体募集

出会い応援団体に登録いただき、従業員の「出会い&結婚」を応援しませんか？

## 若者が結婚、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を

少子化に歯止めをかけることは喫緊の課題です。

その要因の一つである未婚化・晩婚化が福岡県でも進行しています。少子化に伴う人口減少や人口構造の変化は、経済活動はもとより持続的な社会保障制度の維持などに大きな影響を与えます。また、企業活動にとっても労働力不足など直接的な影響をもたらします。

一方、県の調査では、多くの独身者が結婚を希望し、子どもを持ちたいという結果が出ています。

このため、本県では、出会いの場の提供など、結婚のきっかけづくりに取り組む「出会い応援団体」の登録拡大を進めるとともに、「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、職場や業種の枠を超えた出会いの場の創出に取り組んでいるところです。

センターでは、企業・団体の皆さまのご要望に応じて、異業種間の交流や体験型イベントなどの開催をバックアップします。

本県の取り組みにご理解を賜り、「出会い応援団体」にご登録いただくとともに、センターをぜひご活用ください。

福岡県知事 服部 誠太郎

## 出会い応援団体に行ってください 結婚応援に関する自主宣言+以下の 1 2 3 中から選択

### 結婚応援に関する自主宣言

#### 宣言例

- 1 独身者に対して、出会い・結婚応援事業の周知、情報提供を行います。
- 2 独身者に対して、メールマガジン「あかい糸めーる」の登録を呼びかけます。
- 3 地域の独身者を対象とした出会いイベントを開催します。
- 4 出会いイベントへの参加費を補助します。
- 5 職員に対する結婚祝い金制度及び結婚休暇制度を創設します。
- 6 結婚後・出産後も働きやすい職場環境づくりに努めます。

- 1 独身者に対する「出会いイベント」等の周知・情報提供

[取組例] イベント開催情報を社内の掲示板等で周知

- 2 出会いイベントの企画・実施（あかい糸めーるの活用）

[取組例] 出会いパーティー、イチゴ狩り体験バスツアー等

- 3 企業・団体間(出会い応援団体同士)での出会いイベントの実施

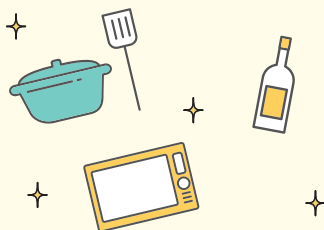
イベント企画・提案からコーディネート、チラシ作成、当日運営などは、すべて  
**企業・団体間マッチング支援センター**  
がサポートいたします。

[取組例] A社の独身男性10名&B社の独身女性10名の交流会

県の入札参加資格の加点があります 出会い応援団体に登録いただくと、県の入札参加資格審査において、地域貢献活動評価として、評価点が加算されます。

## 企業・団体からのカップル特典・結婚特典も募集中!

本県では、社会全体で結婚応援の気運をさらに高めていくため、当事業を通じてカップルになられた方やご結婚された方へのプレゼント・特典の募集を行っています。

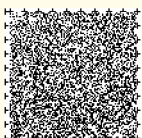


### ♡カップル特典プレゼント例♡

デートで使えるお食事券、施設入場券など  
記念日に贈るフラワーギフトなど

### ♡結婚特典プレゼント例♡

結婚新生活を楽しむ憧れのアイテム  
(ホットプレート・鍋・トースター・ディフューザーなど)  
結婚式費用(衣装代・ケーキ代)割引  
新婚旅行ペアチケットなど



「出会い応援団体」登録についての詳細はWEBページをご覧ください。

あかい糸めーる 検索

<https://kekkon-ouen.pref.fukuoka.lg.jp/fukuoka/>



福岡県出会い・結婚応援事務局[(株)アソウ・ヒューマニーセンター内]  
〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-41 福岡朝日会館  
TEL:092-733-8202 FAX:092-733-8203 E-mail:deai-kekkon@ahc-net.co.jp  
受付時間/10:00~18:00(火曜定休日)

※本事業は、福岡県が株式会社アソウ・ヒューマニーセンターに委託して実施しています。

※福岡県では、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、結婚差別の発生防止に取り組んでいます。